

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2013年1月号 | No. 1/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT–特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）

デンマーク特許商標庁と中華人民共和国国家知識産権局

デンマーク特許商標庁（DKPTO）と中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）の2庁間で、新しいPCT-PPH 試行プログラムが2013年1月1日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのSIPOによりPCTフレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を受理したPCT出願について、DKPTOの国内段階で早期審査を利用することができます。

DKPTOとSIPO間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

(DKPTO)

<http://internationalcooperation.dkpto.org/patent-prosecution-highways/pphpct-pph-between-denmark-and-china.aspx>

(SIPO)

http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph/zn/201212/t20121228_781893.html

（このHPは中国語ですが、英語の文書へのリンクが設けられています。）

デンマーク特許商標庁とイスラエル特許庁

デンマーク特許商標庁（DKPTO）とイスラエル特許庁（ILPO）の2庁間で、新しいPCT-PPH 試行プログラムが2013年1月5日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのILPOによりPCTフレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を受理したPCT出願について、DKPTOの国内段階で早期審査を利用することができます。

DKPTOとILPO間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

(DKPTO)

<http://internationalcooperation.dkpto.org/patent-prosecution-highways/pphpct-pph-between-denmark-and-israel.aspx>

(ILPO)

<http://old.justice.gov.il/mojeng/rashamhaptentim/patents/pph/>

フィンランド国立特許・登録委員会と中華人民共和国国家知識産権局

フィンランド国立特許・登録委員会（NBPR）と中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）の2庁間で、新しい PCT-PPH 試行プログラムが 2013 年 1 月 1 日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのもう一方の庁により PCT フレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を受理した PCT 出願について、他方の国内段階で早期審査を利用することができます。

NBPR と SIPO 間の PCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

(NBPR)

http://www.prh.fi/en/uutiset/P_314.html

(SIPO)

http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph/zn/201212/t20121228_781890.html

（この HP は中国語ですが、英語の文書へのリンクが設けられています。）

PCT-PPH 試行プログラムページは更新され、以下のウェブサイトからご参照いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

ePCT アップデート

試験ユーザグループが利用可能な ePCT-Filing のデモ版

2012 年 12 月、国際事務局（IB）は限定的な試験ユーザに、ePCT private サービス上で PCT 出願書類の準備や出願手続きを行うためのウェブベースのソリューションである、ePCT-Filing のデモ版を提供しました。本試行では、試験ユーザが受理官庁としての IB（RO/IB）にデモの PCT 出願書類を出願することで、ソフトウェアが出願人の期待に沿ったものとなっているかを検証しています。

本デモ版では特に、オンライン出願の補助機能に特徴があります。例えば、PCT 書誌情報の入力や添付ファイルの提出を行うための機能や、参照されているデータやオンライン確認メッセージが常に最新であることを IB のデータベースにリアルタイムで確認する機能などを有しています。ePCT-Filing を利用して PCT 出願書類を準備することによって、ほとんどの形式的な間違いは出願前に検出され、出願人によって修正されることとなります。コンピューターにインストールされたソフトが最新版であるかを心配する必要はありません。ご利用にあたって必要なのは、ePCT private サービスをご利用の出願人であればすでに保持している、電子証明書で認証された WIPO ユーザアカウントのみです。ePCT-Filing により出願された PCT 出願は、デフォルトの'eOwner'（すなわち願書を提出した方）であればオンラインで即時参照可能になります。eOwnership を取得する為に別途手続きをして頂く必要はありません。

この試行は 2013 年 1 月末まで実施される予定であり、その後、その結果を IB から報告致します。本試行や今後の試行への参加にご興味ございましたら、下記まで電子メールを頂ければ幸いです。

epct@wipo.int

PCT in the News

WIPO マガジン (No.6, 2012 年 12 月) で“ePCT: for even easier international patent filing” (ePCT: より簡単に国際出願をするために) が特集されています。この記事では、現在の特許制度は未だ書類を物理的にやり取りする手続きが多く残っており、遅延や業務効率の悪化をもたらすと説明されています。2011 年 5 月、WIPO はより簡単かつ効率的に PCT 出願手続きが可能であり、ユーザや国内官庁に多くの利便性をもたらす新しいオンラインサービス、ePCT を開始しました。ePCT ユーザからは 30 年を超える PCT 制度の歴史において最大の革新といった歓迎する声もあり、現在 80 を超える国々の出願人に利用されています。ePCT で利用可能なサービスの概略と主な利点について述べられたこの記事は、WIPO ホームページの下記ウェブサイト“PCT in the News”からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

WIPO マガジンの全記事をご覧になるには、上記ウェブサイトの“RELATED LINKS”にある“WIPO Magazine”をクリックしてください。

PCT 出願の電子出願及び処理

リトアニア共和国国家特許局が電子形式による PCT 出願の受け付けを開始

PCT 最新情報

EA : ユーラシア特許機構 (手数料)

ES : スペイン (手数料)

JP : 日本 (手数料)

2013 年 3 月 1 日から受理官庁としての日本国特許庁に支払う、国際出願手数料、三十枚を超える用紙毎の手数料、手数料の減額について、円への換算額が変更になります。

TH : タイ (国内段階移行の要件)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (欧州特許機構、イスラエル特許庁、日本国特許庁)

国際予備審査手数料と国際予備審査に関するその他の手数料 (イスラエル特許庁、スペイン特許商標庁)

取扱手数料 (日本国特許庁)

インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報**ISA 及び IPEA の取決め**

WIPO 国際事務局と国際調査機関及び国際予備審査機関としての以下の機関との間の取決めが更新され (それぞれ括弧書きで示された日に発効) 英語と仏語で公表されました。

ES スペイン特許商標庁 (2013 年 1 月 1 日)

IL イスラエル特許庁 (2013 年 2 月 1 日)

(ES : 英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_es.pdf

(ES : 仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_es.pdf

(IL : 英語) http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

(IL : 仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html

知的所有権庁の閉庁日の検索エンジン

知的所有権庁の閉庁日の検索エンジンが新しくなり、下記リンク先から中国語、英語、仏語、スペイン語でご利用いただけます。

(中国語) <http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/page/index.xhtml?lang=ZH>

(英語) <http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/page/index.xhtml?lang=FR>

(スペイン語) <http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/page/index.xhtml?lang=ES>

新しい検索エンジンでは、知的所有権庁を二文字コードや国名で検索でき、2013年と過去4年間の閉庁日が表示可能です。

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターにおいて再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、"WIPT – Registration of International Patent" 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス**ePCT を利用した複数の PCT 出願に関する変更の記録の要請**

Q: 2012 年 9 月 16 日以後に出願された多数の国際出願に関する代理人です。2012 年 9 月 16 日に発効となった米国国内法の改正を知らず、不注意で 2012 年 7 月版の旧願書様式を使い、米国を指定する目的で発明者を出願人とし、米国以外の国を指定国とする目的で企業出願人を出願人として指定しました。受理官庁から受け取った通知（PCT/RO/132）は、今後、米国を指定国とする目的で発明者を出願人と指定する必要はなくなったという事実に対し注意を促すものでした。これらの国際出願すべてに対し、米国を指定国とする目的での出願人／発明者というステータスを変更し、すべての指定国に対して企業出願人を出願人にしたいと思っています。ePCT を使い、複数の国際出願に対してそのような要請をすることができるかどうか、教えていただけるでしょうか。もしできるのであれば、どのように要請すればいいですか。

A: まず第一に、もしこれらの国際出願のための権利が発明者から企業出願人にすでに譲渡されている場合のみ、これらの変更を記録するよう要請すべきです。このような場合は、国際事務局（IB）は譲渡に関する証明や証拠の提出を要請することはありませんが、国内段階において指定官庁が関連する証明や証拠の提供を求めることがあることにご留意ください。

PCT 規則 92 の 2 に基づいて、ePCT を使って、複数の国際出願に関して、変更を要請することが可能です。そのような要請をするため、ePCT public サービスを利用することが可能ですので、いずれの国際出願についても ePCT private サービスにおいてアクセス権を持つ必要はありません。まず、変更を要請するために、郵便やファックスで提出するのと同様に書簡を準備してください。そして書簡には要請する変更について記載し、変更が適用される国際出願番号を全てリストアップしてください。そして、その要請を提出するには、ePCT の “Upload Documents” 機能をご利用いただけます。関連する複数の国際出願のうち一つの国際出願のみに対して提出していただければ結構です。提出する書簡のタイプとして “Request for Change under Rule 92bis (for multiple IAs)”（規則 92 の 2 に基づく変更の要請（複数の国際出願に関して））を選択し、変更の対象となる国際出願番号をリストアップした要請の書簡の PDF ファイルをアップロードすれば結構です。そして、IB のプロセッシングチームは、関連する複数の国際出願のために PCT 規則 92 の 2 に基づく複数の変更の記録の要請の電子コピーを作成します。

もし、リストアップした国際出願の少なくとも一つに対して PCT private サービスにアクセス可能でしたら、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請は、“Actions” タブを使ったオンライン機能の一つとして、直接その国際出願に関するデータに対して行えます。個別に書類を準備したり、アップロードするために PDF へ変換したりする必要もなく、選択された ‘Action’ に応じて編成された簡単なウェブフォームにオンラインで記入可能ですが、それぞれの国際出願番号に対して個別の操作を行う必要がありますのでご注意ください。上記の段落で述べた “複数の要請” とは違い、ePCT private サービスでは、複数の国際出願に対して一つの要請で対処することには現在対応していません。この方法が実用的かどうかは変更する国際出願の数によります。もし多くの国際出願に対して行うのであれば、時間の節約のためにもこの回答の二番目の段落で説明されているように一つの書簡をアップロードする方法をお勧めします。

ファックスや郵便で変更の要請を希望する出願人は、IB（受理官庁 RO/IB としての IB を含む）は複数の国際出願に関する変更の要請を一通の書簡で受理可能ですが、全ての受理官庁がそのような様式で要請を受理するというわけではないことにご留意ください。そのため、そのような要請を IB（場合によっては RO/IB）に直接送付し、他の受理官庁（関連する官庁

がそのような複数の要請を受理すると分かっているのであれば)には送付されないことをお勧めします。しかしいずれにせよ、要請の手続きにおいて遅延を避けるため、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請は、IB に直接提出されることをお勧めします。

そのような変更の要請の期限は優先日から起算して 30 ヶ月ですのでご注意ください (PCT 規則 92 の 2.1(b))。この期限を過ぎると、いかなる変更も国内段階に移行する段階でそれぞれの指定 (選択) 官庁に対して個々に行わなければなりません。

米国国内法に基づく新規の要件に従い、米国を指定国とする目的での発明者である旨の申立ての文言 (PCT 規則 4.17(iv)) についても 2012 年 9 月 16 日付けで修正されました。もし、上記のような出願とともに、2012 年 9 月 16 日以前に適用された文言でその申立てを提出されたのであれば、それぞれの国際出願に関して、国際段階あるいは国内段階へ移行する時点のどちらかで、正しい文言の申立てを再提出する必要があります。ePCT private サービスでそのような国際出願へアクセス可能でしたら、便利なウェブフォームにより、改訂された発明者である旨の申立てを準備するための “Action” がございます。

PCT 出願人に関する レーヒー・スミス米国発明法の発効による影響については、PCT ニュースレター 2012 年 7,8 月号と 9 月号をご参照下さい。また、ePCT の利用方法については、以下のウェブサイトに掲載されているユーザガイドと FAQ をご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2013年2月号 | No. 2/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

ePCT アップデート

ePCT システム（Version2.7）が 2013 年 1 月 29 日にリリースされ、以下に示すような出願人や受理官庁、国際機関が利用可能な新機能が追加されました。

出願人や第三者のための ePCT

- 新たに 3 つのオンラインアクションが追加され、国際出願にかかる以下の手続きが可能になりました。
 - 国際予備審査請求（第 II 章）の取下げ
 - 選択国の取下げ
 - PATENTSCOPE ウェブサイトに掲載されるライセンス目的の利用可能性の表示の請求
- ePCT Action を利用して規則 92 の 2 に基づく要請が提出された際、これまではどのような変更であっても、自動的に国際出願へのオンラインアクセスが一時的にできなくなるように設定されていましたが、今後は変更の要請の内容に応じて決まり、例えば国籍や住所の変更を要請するのであれば、それによって国際出願へのオンラインアクセスが一時的にできなくなることはありません。
- eOwnership 画面では、国際出願の最初の eOwner として認証された場合にその国際出願へのアクセス権を自動的に他のユーザに付与する為の eHandshake ユーザリストを作ることができます。
- 下記のようなジュネーブ（スイス）の日付と時刻を画面の上部に表示させました。国際事務局（IB）での日時に基づく手続きの期限の参考にしていただければ幸いです。

Current time in Geneva, Switzerland  Tuesday, 29 January 2013, 13:39 CET

- Workbench*において、特定の状況に該当する国際出願（例えば RO/IB に出願され、公開前で未払いの手数料がある国際出願など）を絞り込むためのフィルタリング機能を加えました。

*訳者注：ログインしたユーザがアクセス権を持っている国際出願を一覧表示するもの

出願人や第三者のための ePCT に関する詳細は下記リンク先をご覧ください。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

官庁のための ePCT

- 新たに 4 つのオンラインアクションが追加され、受理官庁や国際機関は、国際出願の手続きにかかる書誌データの更新の提出や電子文書の IB への送付が可能となりました。
 - PCT-EASY や紙形式で出願された国際出願の写しの送付
 - 優先権書類の送付
 - 国際出願の取下げ
 - 優先権主張の取下げ

- 官庁が IB にアップロードできる文書のタイプのリストが拡張されました。

官庁のための ePCT に関する詳細は下記リンク先をご覧ください。

http://wipo.int/pct/en/epct/epct_office.html

PCT E-Payment – American Express による米ドルでの支払いの一時的な停止

国際事務局 (IB) は、American Express による米ドルの支払いにかかる突然の大幅なコスト増の為、別途通知があるまでの間、American Express カードによる米ドルの支払いの受領を一時的に停止しましたのでご注意ください。しかし、American Express カードによるスイスフランの支払いは可能ですし、Visa や Mastercard、Eurocard によるユーロ、スイスフラン、米ドルの支払いも可能です。

PCT 出願の電子出願及び処理

国立工業所有権機関 (ポルトガル) が電子形式による PCT 出願の受け付けを開始

世界貿易機関 (WTO)

ラオス人民民主共和国の加盟

2013 年 2 月 2 日に、ラオス人民民主共和国 (既に PCT 及びパリ条約の締約国) が WTO に加盟し、これにより WTO 加盟国数は 158 となりました。下記リンク先の PCT とパリ条約の締約国及び WTO の加盟国の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

PCT 規則 4.10(a)に従って、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関 (WTO) のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

PCT 最新情報

CO : コロンビア (管轄国際調査及び予備審査機関)
FI : フィンランド (電話及び FAX 番号)
NL : オランダ (所在地、あて名)

インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報**PCT Brief**

PCT Brief は新しい PCT の情報源で、特に経営者や弁護士に有益な PCT 制度の最近の又は将来の動向のハイレベルな概説を含んでいます。より詳細な情報やデータベース、ビデオ、FAQ などにリンク付けされ、大きな変更が生じた際に更新されます。下記リンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/brief>

また、下記リンク先から更新のお知らせを行う PCT Brief メーリングリストに登録できます。

<http://www.wipo.int/lists/subscribe/pct-brief>

PCT Newsletter 2012 の索引

2012 年の PCT Newsletter の索引（項目のアルファベット順、国や官庁のアルファベット順の 2 つの索引を用意）は下記リンク先から PDF でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2012/pct_news_2012_14.pdf

欧州資格試験“the European Qualifying Examination (EQE)”のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験（EQE）のための資料の準備を手助けするために、EQE の試験委員会の同意のもと、2012 年 12 月 31 日から、英語と仏語の PCT 出願人の手引きの国際段階と国内段階に関する 4 つの PDF ファイルがウェブサイトに掲載されています。

（国際段階、英語）http://www.wipo.int/pct/en/seminar/eqe_collection_ip.pdf

（国内段階、英語）http://www.wipo.int/pct/en/seminar/eqe_collection_np.pdf

（国際段階、仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/eqe_collection_ip.pdf

（国内段階、仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/eqe_collection_np.pdf

それぞれの PDF ファイルは非常に容量が大きく、各言語の完全収集は約 900 頁の両面印刷の量となり、低速インターネット回線ではダウンロードが困難ですのでご注意ください。印刷時には印刷オプションにある「ページの拡大／縮小」で「用紙に合わせる」を選択することができます。

願書及び国際予備審査請求書の日本語の様式

2012 年 9 月版の願書様式（PCT/RO/101）と国際予備審査請求書様式（PCT/IPEA/401）の編集可能な PDF フォーマットの日本語版が、中国語、英語、仏語、独語、韓国語、ロシア語、スペイン語に加えご利用可能となりました。下記リンク先からご利用いただけます。

（願書）http://www.wipo.int/pct/ja/forms/request/ed_request.pdf

（国際予備審査請求書）http://www.wipo.int/pct/ja/forms/demand/ed_demand.pdf

日本語版 PCT 出願人の手引き

日本語版 PCT 出願人の手引きが更新され（2012 年 4 月 1 日更新版）、下記リンク先からご覧いただけます。PDF ファイルとなります。

<http://www.wipo.int/pct/ja/appguide/index.jsp>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局（IB）からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“WIPT – Registration of International Patent”名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが IB に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、IB にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール：pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

国際段階で優先権の主張の補充（又は追加）のための期限が満了した場合の、優先権の主張の補充（又は追加）の希望に関する情報の公表

Q: 2012 年 6 月 5 日に、先の国内出願に基づき優先権を主張して国際出願をしました。2013 年 1 月初めに国際出願が公開されるまで、先の出願の出願日が願書様式に 2011 年 6 月 10 日ではなく 2011 年 6 月 23 日（間違った日付で公開されました）と間違って記載されていることに気が付きませんでした。優先権書類には 2011 年 6 月 10 日と正しく示されていますが、国際出願の公開直前になるまでそれを提出せず、願書に示された優先日の補充（訂正）の求めは受け取りませんでした。国際出願に示された優先日を訂正することは可能でしょうか？もし可能でなければ、優先権の主張の補充の期限がすでに満了していますが、指定官庁が公開された国際出願の優先日が間違っていることに気がつくよう、他に取ることのできるアクションはありますか？

A: 次のアドバイスは、手続きが非常に似ているので、優先権の主張の補充（訂正）と同様に優先権の主張の追加にも適用されます。今回の場合、国際公開の直前まで正しい優先日が

記載された優先権書類が提出されなかったので、PCT 規則 26 の 2.1 (a) に基づくそのような補充をすることが可能な期限がすでに満了となっていたので、受理官庁又は国際事務局 (IB) が優先権の主張を補充するよう求めることは無駄であったと考えられます。

PCT 規則 26 の 2.1(a)に基づく優先権の主張を補充するための期限は、当該補充に関する書面を国際出願日から 4 ヶ月を経過する時まで提出することができない場合、優先日から 16 ヶ月の期間又は、優先権の主張の補充により優先日について変更が生じる場合には、変更された優先日から 16 ヶ月の期間のうちいずれか早く満了する期間となります。今回の場合、

(1) 願書様式に記載された (欠陥のある) 優先日から起算して 16 ヶ月は 2012 年 10 月 23 日

(2) 補充された場合の “正しい” 優先日から起算して 16 ヶ月は 2012 年 10 月 10 日

(3) 国際出願日から起算して 4 ヶ月は 2012 年 10 月 5 日、となります。

(1)と(2)は国際出願日から起算して 4 ヶ月以降となるので、(1) と (2) の早い方が適用され、2012 年 10 月 10 日が期限となります。

上記の期限が満了しているので、唯一の手段は国内 (又は地域) 段階に移行した後に各指定 (又は選択) 官庁に対して補充の求めを提出することです。ただし、適用される国内 (又は地域) の法律で認められている必要があります。このようなケースにおいて、つまり国際段階において補充することができない優先日が記載された優先日より早い (または他に優先権主張がない) 場合は、優先権の主張が補充されたと想定して、国内移行期限を計算するのがいいでしょう。今回の場合は、正しい優先日が 2011 年 6 月 10 日なので、PCT 条約 22 条 (1) (及び 39 条(1)(a)) に基づく 30 ヶ月の国内移行期限は (2013 年 12 月 23 日でなく) 2013 年 12 月 10 日に満了となるでしょう。

しかし、国内段階で役立つかもしれない国際段階において取り得る手段がまだあります。それは、PCT 規則 26 の 2.2(e)に従い、IB に優先権の主張の後の補充に関する情報を公表するように請求することです。国内段階で補充の請求を行う一方で、この公表を行う目的は、指定 (又は選択) 官庁や第三者に、国内段階で出願人により補充が請求される (それによって優先日の変更される) 可能性を示唆することができます。

もし、こういった可能性を利用したい場合は、IB に対し、(欠陥のある) 優先日から起算して 30 ヶ月の期間内 (つまり今回の国際出願の場合は 2013 年 12 月 23 日) に、情報を公表する請求をする必要があります。この手続きには、IB に対して、1 ページ目は 50 スイスフラン、追加ページ毎に 12 フランの特別手数料を支払う必要があります。(PCT に基づく実施細則の第 113 号(c)を参照)。この情報は PATENTSCOPE 上に公開され、公開された国際出願の “Documents (書類)” タブ上で “Publication of Late Submitted Request to Correct/Add Priority Claims (後に提出された優先権主張の補充/追加の請求の公表)” と表示されます。注意していただきたいことは、この情報は PATENTSCOPE 上に公表され上記のように官庁や第三者に対して国内段階で補充される可能性を示唆することには役立ちますが、現在の優先日を補充する効果はありません。

また、願書様式に示されている優先日が、今回提出された優先権書類のフロントページに示されている優先日と合致していなくても、その書類を指定官庁に送達するよう IB に要請することができます。こうすることで指定官庁により補充が受理される可能性が高くなり、また、国内段階に移行した各指定官庁に対し優先権書類を提出する手間を省けます。IB から送達された優先権書類は、PATENTSCOPE 上に公開され、公開された国際出願の “Documents (書類)” タブ上で “Purported P. doc for transmittal (送付された優先権書類)” と表示され入手

可能となります。

優先権の主張を補充又は追加するための手続きに関する情報（要請が適応する期限内になされた場合）は、PCT Newsletter No.09/1998 の実務アドバイスに掲載されています。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2013年3月号 | No. 3/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

2012年のPCT出願

PCT国際出願は2012年も引き続き高い伸びを見せ、2011年比で6.6%の増加となりました。2012年に出願されたPCT国際出願の件数は約194,400件に達し新記録を樹立しました。

上位2カ国は、米国（51,207件、全出願の26.3%）、日本（43,660件、同22.5%）であり、全出願の約半分を占めています。続いてドイツ（18,855件、同9.7%）、中国（18,627件、同9.6%）、大韓民国（11,848件、同6.1%）となっており、この5カ国で全出願の74.2%を占めています。欧州特許条約の加盟国の出願人は、加盟国全体で、全出願の29%を占め、2011年（30.2%）に比べてやや減少しました。

出願上位国では、オランダ（14%増）、中国（13.6%増）、大韓民国（13.4%増）、フィンランド（13.2%増）そして日本（12.3%増）が2桁の伸びを示しました。一方、カナダ（6.7%減）、スペイン（2.4%減）、オーストラリア（1.8%減）といった高所得国では2011年より2012年の国際出願が減少しました。大規模中所得国のトルコ（16.3%減）、メキシコ（15.6%減）、インド（9.2%減）、南アフリカ（5.3%減）そしてロシア（4%減）では、2011年は増加を記録していましたが、2012年は減少に転じました。例外的な国の一つがブラジルで、2011年（15.6%増）に続き2012年（4.1%増）も増加を示しました。

国別出願上位15カ国の全出願に対する割合と増加率を上位国から順に示した表がWIPOプレスリリースPR/2013/732のAnnex 1にあり、下記のリンク先でご覧になれます。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2013/article_0006.html

また、プレスリリースのAnnex 2では、全ての国についてのPCT出願の国別件数（筆頭出願人の居所の国毎）が示されています。ご注意いただきたいのは、上記2012年の数値とAnnex 1とAnnex 2に含まれる数値は速報値です。国際事務局では、2012年に国内及び広域官庁に出願されたPCT国際出願をまだ受理していないものもあり、確定した数値は本年の後半に公表されます。

2012年の第1位と第2位は2011年と同じで、中国企業のZTE Corporation（3,906件）と日本企業のパナソニック株式会社（2,951件）となりました。上位10出願人と当該出願人名で公開された国際出願件数を以下に示します。ドイツ企業のSiemens Aktiengesellschaftを除き、2011年の上位10出願人と同じです。

PCT出願上位50出願人の一覧は2012年に公開された件数と共にプレスリリースのAnnex 3で公開されています。

1.	ZTE Corporation (CN)	3,906
2.	パナソニック株式会社 (JP)	2,951
3.	シャープ株式会社 (JP)	2,001
4.	Huawei Technologies Co. Ltd (CN)	1,801
5.	Robert Bosch Corporation (DE)	1,775
6.	トヨタ自動車株式会社 (JP)	1,652
7.	Qualcomm Incorporated (US)	1,305
8.	Siemens Aktiengesellschaft (DE)	1,272
9.	Koninklijke Philips Electronics N.V. (NL)	1,230
10.	Telefonaktiebolaget LM Ericsson (publ) (SE)	1,197

教育機関による出願に関する情報もプレスリリース（Annex 4）でご覧いただけます。このカテゴリーで最多の出願人はカリフォルニア大学で2012年の国際公開件数は351件でした。続いてマサチューセッツ工科大学（168件）、ハーバード大学（146件）、ジョンズ・ホプキンス大学（141件）となっています。米国の大学は上位50教育機関のうち26を占め、続いて日本（6機関）、大韓民国（6機関）となっています。

公開された国際出願の技術分野に関する詳細な情報はプレスリリースの Annex 5 でご覧いただけます。

なお、2012年の最終的な数値は本年の後半にPCTニュースレターでお知らせいたします。

国際機関会合

第20回PCT国際機関会合が2013年2月6日から8日までドイツのミュンヘンで開催されました。議長による要約と作業文書は下記のWIPOウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=28303

会合では、

—ePCT を通して利用可能なサービスの報告をテークノート、提案された開発の方向性に合意、追加言語を補助するインターフェイスの拡張などの多くの優先事項に対する意見（PCT/MIA/20/2 と PCT/MIA/20/14 のパラグラフ 10-18）

—品質サブグループ会合の議長による要約をテークノート（PCT/MIA/20/14 の Annex II）、品質ポリシー、ガイドライン、品質管理におけるサンプルチェックの比較、異なる国際調査機関によって記録されたサーチ戦略の分析、報告書の標準条項のさらなる検討、国際調査報告の有用性に関する報告書の準備と検討、制度が適切に機能しているか分析するための有益なPCTメトリクス（統計指標）の開発作業を含むさらなる作業の勧告の承認

—欧州特許機構、韓国知的所有権庁、米国特許商標庁により実施された協同国際調査及び審査試行プロジェクトの第2期に関する報告、非常に有望であるといった最初の結果をテークノート（PCT/MIA/20/4 と PCT/MIA/20/14 のパラグラフ 21-26）

—補充国際調査（PCT/MIA/20/5）、より広い範囲の特許文献の利用可能性を促進するためにPCT最小限資料の特許部分の定義を更新するための提案に関する進展状況（PCT/MIA/20/6）、PCT国際調査及び予備審査ガイドラインの更新作業（PCT/MIA/20/7）、新しい配列リストの基準の進展状況（PCT/MIA/20/8）、引用文献のカテゴリーと書式に関するWIPO標準ST.14の改正（PCT/MIA/20/9）に関する報告をテークノート

–日本、イギリス、アメリカ合衆国、欧州特許機構から PCT 作業部に提出される予定の PCT 制度改善の提案の予備的な検討 (PCT/MIA/20/10,11 及び 12 と PCT/MIA/20/14 のパラグラフ 52-102)

–PCT 制度に基づく国際調査及び予備審査機関としての官庁の任命のための条件と手続きに対する見直しの必要性についての検討 (PCT/MIA/20/13 と PCT/MIA/20/14 のパラグラフ 103-109) がなされました。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) パイロット

新しい相互の PCT-PPH 試行プログラム、これは国際調査機関又は国際予備審査機関としての一方の国の庁により作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) を受理した PCT 出願について、他方の国の国内段階で早期審査を利用することができます。

関係する官庁、プログラム開始日、さらなる情報に関するリンク先は下記のとおりです。

カナダ知的所有権庁と米国特許商標庁 (2013 年 3 月 1 日)

http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr03617.html

オーストリア特許庁と中華人民共和国国家知識産権局 (2013 年 3 月 1 日)

http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph/zn/201303/t20130301_786614.html

(中国語と英語のリンクあり)

イスラエル特許庁と日本国特許庁 (2013 年 3 月 1 日)

<http://www.justice.gov.il/MOJEng/RashamHaptentim/Patents/PPH>

http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_israel_highway_e.htm

さらに、新しい一方向の PCT-PPH パイロットプログラム、これは国際調査機関又は国際予備審査機関としての一方の国 (2 番目に記載された国の官庁) により作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) を受理した PCT 出願について、他方の国 (最初に記載された国の官庁) の国内段階で早期審査を利用することができます。

関係する官庁、プログラム開始日、さらなる情報に関するリンク先は下記のとおりです。

ポーランド共和国特許庁と日本国特許庁 (2013 年 1 月 31 日)

http://www.uprp.pl/uprp/_gAllery/51/41/51414/Wniosek_o_przyspieszone_badanie_w_UPRP_PCT-PPH_Request_JPO-PPO.pdf

<http://www.uprp.pl/procedura-przyspieszona-pph/Lead05,769,6674,4,index.pl,text/>

(ポーランド語)

http://www.meti.go.jp/english/press/2013/0130_02.html

http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/pdf/japan_poland_highway_e/ppo_e.pdf
(6 ページ参照)

ユーラシア特許機構と日本国特許庁 (2013 年 2 月 15 日)

<http://www.eapo.org/en/news.php?newsview=view&d=412>

http://www.meti.go.jp/english/press/2013/0213_03.html

http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/pdf/japan_eurasia_highway_e/eapo_e.pdf
(6 ページ参照)

メキシコ工業所有権機関と中華人民共和国国家知識産権局 (2013 年 3 月 1 日)

http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph/zn/201303/t20130301_786611.html

(中国語と英語のリンクあり)

PCT-PPH ページは更新され、以下のウェブサイトからご参照いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

エジプト特許庁の国際調査及び予備審査機関としての機能の開始

PCT ニュースレター No.10/2009 に掲載された情報に関し、2009 年 9 月の第 40 回 PCT 同盟総会によって、エジプト特許庁は PCT における国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) に選定されましたが、この度、当該機関は 2013 年 4 月 1 日から ISA 及び IPEA としての機能を開始することを WIPO に通報しました。

ISA 及び IPEA としての当該機関に対して支払う手数料の情報については、英語版 *PCT Newsletter* の「PCT 最新情報」(“PCT Information Update”) をご覧ください。また、ISA 及び IPEA としての当該機関のその他の情報については、PCT 出願人の手引きの附属書 D 及び E に間もなく掲載されます。

国際公開公報のフロントページの INID コードの変更

2013 年 3 月 21 日から、以下のように、2012 年 9 月 16 日以降の国際出願について、国際公開公報のフロントページの出願人/発明者を区別するために使われる INID コード¹が変更されます。

現在、米国を指定する目的で発明者と出願人/発明者を識別するために使用されている INID コードは以下のとおりです。

- (72) 発明者名 (もし知られていれば)、及び
- (75) 出願人でもある発明者名

¹ INID コード (書誌的事項の識別記号) は特許公報や特許出願公報のタイトルページの書誌的事項を識別するために世界中の特許庁で使用されています。次のリンク先の WIPO 標準 ST.9 に記載されていますのでご参照ください。 <http://www.wipo.int/standards/en/pdf/03-09-01.pdf>

しかし、INID コード 75 は国内法で出願人と発明者が同じであるように定められた国において使われることを意図されておりますので、2012 年 9 月 16 日以降、これまで唯一該当していた米国も当てはまらなくなり、INID コードは次のように統一されることとなります。

発明者のみの場合、INID コードはこれまで同様、次のようになります。

(72) 発明者名 (もし知られていれば)

一方、出願人/発明者のための INID コードは、該当する場合、次のようになります。

(72) 発明者名、及び

(71) 出願人名

この変更は 2012 年 9 月 16 日以降に出願された国際出願に対して使用される INID コードに適用され、2013 年 3 月 21 日以降に公開されます。

世界貿易機構 (WTO)

タジキスタン共和国の加盟

2013 年 3 月 2 日に、タジキスタン共和国 (既に PCT 及びパリ条約の締約国) が WTO に加盟し、これにより WTO 加盟国数は 159 となりました。下記リンク先の PCT とパリ条約の締約国及び WTO の加盟国の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

PCT 規則 4.10(a)に従って、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関 (WTO) のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

PCT 最新情報

CN : 中国 (国内段階移行期限)

GB : イギリス (出願言語)

IS : アイスランド (手数料)

JP : 日本 (手数料、微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

2013 年 5 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に支払う、国際出願手数料、30 枚を超える用紙毎の手数料、手数料表第 4 項に基づく減額の円への換算額が変更になります。

また、2013 年 4 月 1 日から、特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約に基づく国際寄託当局である、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 特許生物寄託センター (IPOD) と、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 特許微生物寄託センター (NPMD) の住所が以下のように変わります。

独立行政法人製品評価技術基盤機構

特許生物寄託センター (IPOD)

千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 120 号室

〒292-0818, 日本

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター (NPMD)
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室
〒292-0818, 日本

RS : セルビア (手数料)
RU : ロシア連邦 (電子メールによる通知、要求する写しの部数)
SG : シンガポール (国内段階移行期限)
US : アメリカ合衆国 (手数料)
ZA : 南アフリカ (手数料)

[調査手数料 \(オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、エジプト特許庁、欧州特許機構、日本国特許庁、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁\)](#)

[補充調査手数料と補充国際調査に関するその他の手数料 \(北欧特許機構\)](#)

[国際予備審査手数料と国際予備審査に関するその他の手数料 \(エジプト特許庁\)](#)

[取扱手数料 \(エジプト特許庁、日本国特許庁\)](#)

特許協力条約及び規則 (紙版)

2013 年 1 月 1 日施行の英語、仏語版の特許協力条約及び規則の条文集 (紙版) が出版されました。

お値段は通常郵便の場合 24 スイスフラン、速達郵便の場合 28 スイスフランです。お申込みは、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、WIPO の “Outreach Services Section” までご連絡ください。

ファクシミリ : (41-22) 740 18 12
E メール : publications.mail@wipo.int
電子ブックショップ : <http://www.wipo.int/ebookshop>
あて名 : 34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20
Switzerland

公開スケジュールの変更

2013 年 5 月 10 日の公開 (公開日)

2013 年 5 月 9 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たる為、その日に通常公開される PCT 出願及びその日に通常公開される公示 (PCT 公報) が 2013 年 5 月 10 日 (金) に公開されます。しかし、PCT 出願の技術的準備が完了する日に変更はありません。つまり、国際公開に反映させたい変更は 2013 年 4 月 23 日 (火) の 24 時 (CET : 中央ヨーロッパ時間) までに国際事務局に受理される必要があります。

2013年5月23日の公開（公開のための技術的準備）

2013年5月9日（木）と5月20日（月）はWIPOの閉庁日に当たる為、2013年5月23日（木）に公開されるPCT出願の技術的準備が完了する日が通常より早まります。したがって、国際公開に反映させたい変更は2013年5月6日（月）の24時（CET）までに国際事務局に受理される必要があります。（通常の場合の技術的準備が完了する日である2013年5月7日（火）の24時までの代わり）

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報

PCT規則

2013年1月1日発効のPCT規則のアラビア語、中国語、イタリア語及びロシア語版が英語、仏語、日本語に加えて利用可能になりました。下記リンク先をご覧ください。

（アラビア語）http://www.wipo.int/pct/ar/texts/pdf/pct_regs.pdf

（中国語）http://www.wipo.int/pct/zh/texts/pdf/pct_regs.pdf

（イタリア語）http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs.pdf

（ロシア語）http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/pct_regs.pdf

中国語によるPCT関連資料

中国語によるPCT関連資料に以下の資料が追加されました。

優先権の回復

PCT経由の広域特許

品質レポート

PCT国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ21.29及び21.30に従って、国際調査及び予備審査機関が国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成しました。2012年の報告書は下記のリンク先でご覧になれます。

<http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

セミナー資料

PCT手続きを網羅したセミナー資料の英語、仏語、独語及びスペイン語版が2013年2月に更新されました。これは2013年1月1日施行のPCT規則改正の内容（特にアメリカ発明法の発効により必要となった改正）が反映されています。下記リンク先をご覧ください。

（英語）http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf

（仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/basic_1/document.pdf

（独語）http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/document.pdf

（スペイン語）http://www.wipo.int/pct/es/seminar/basic_1/document.pdf

ロシア語の PCT 用語集

PCT ユーザに PCT 用語の定義を提供している PCT 用語集がロシア語でご利用いただけます。下記リンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/glossary.html>

PCT 様式

独語の様式 PCT/IPEA/404 が更新されました。下記リンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/de/forms/ipea/ipea404.pdf>

PCT ウェビナー

PCT ウェビナーページが更新され、2013 年 3 月 12 日付けの英語による 2 つのウェビナーが追加されました。パワーポイント資料もダウンロードできます。下記リンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、"UPTS – Universal Patents and Trademarks Service" 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザが IB に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、IB にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

国際出願の要約の補正について

Q: 数週間前に国際出願をしたのですが、要約に大切な情報を記載することを忘れていたことに気がつきました。要約は先行技術をサーチする際に文献の選別手段として使われているので、もしこの情報が要約に記載されていなければ、私の出願が今後のサーチで見逃されてしまう危険があると思うのです。要約を補正することは可能でしょうか？もしできるのであれば、どこにそのような補正を提出すればよいのでしょうか？また、提出に関する期限はございますか？PCT 規則 91 に基づく明白な誤記の訂正の請求を提出することによって、要約を補正することは可能でしょうか。

A: まず、PCT 規則 91 では、明細書、請求の範囲、図面若しくは願書における明白な誤記の訂正は可能ですが、要約に対する誤記の訂正はできません（同規則(g)(ii)を参照）。しかしながら、以下に説明するように、PCT 規則 38.3 に基づいて、要約の修正案を提出することが可能です。

国際出願時の要約に満足していないのであれば、国際調査報告（ISR）が郵送で発送された日から1ヶ月の期間であれば、国際調査機関（ISA）（国際事務局や受理官庁ではない）に対して、要約の修正案を提出することが可能です。出願時のものであろうと、出願人により修正された要約であろうと、ISA はその内容を確認し、要約が PCT 規則 8 の規定に従っていないと ISA が認めた場合には、ISA 自ら要約を作成します。

国際出願に要約が含まれていない場合において、受理官庁が出願人に対して要約の補充を求めよう求めている場合には、ISA 自ら要約を作成することにご注意下さい（PCT 規則 38.2）。その後、出願人はその要約の修正及び／又は意見を述べる機会が与えられます。しかし、出願人が自発的に要約の修正を提出した場合であっても、ISA が作成した要約に対して出願人が意見を提出した場合であっても、要約の最終的な内容を決定するのは ISA です（PCT 規則 38.3）。

ISA が認めた出願人による要約に対する修正や ISA 自ら行った修正は国際事務局（IB）に送付され、修正された要約が国際公開されます。もし、国際出願が既に公開されていれば、修正された要約とともに再公開されます。

要約に追記するのでしたら、合計 150 字を超えないようにご注意ください（PCT 規則 8.1(b)）。また、要約では発明の属する技術分野を表示し、技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明瞭に理解することができるように起草し、該当する場合には、発明の特徴を最もよく表す化学式も含まなければならないことにご注意ください。要約の内容及び様式に関する要件についての詳細は、PCT 規則 8、PCT 出願人の手引きの国際段階のパラグラフ 5.164～5.174 をご参照ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2013 年 4 月号 | No. 4/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PATENTSCOPE 検索システム

国内特許コレクション： 米国

PATENTSCOPE 検索システムは、米国の国内特許コレクション、1790 年から現在までの 1000 万件を超えるデータを追加しました。これにより WIPO の PATENTSCOPE のコレクションは検索可能な特許文書が 2800 万件を超えました。また、そのうち 220 万件は公開された PCT 出願です。次のリンク先から利用可能です。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

これにより 30 の国内又は広域官庁のデータが PATENTSCOPE 検索システムで利用可能になりました。各官庁の文献蓄積範囲に関する情報も上記ウェブページのヘルプメニューから参照可能です。

PATENTSCOPE 検索システムのパワーポイントプレゼンテーション資料

ウェビナーに次のトピックスが掲載されました。

- ・新たなインターフェイスと検索結果リスト（2013 年 3 月）
- ・多言語検索（CLIR）の利用方法（2013 年 2 月）
- ・PATENTSCOPE 検索システムにおける詳細検索の利用方法（2013 年 1 月）

ウェビナーで使用されているパワーポイントスライドは次のリンク先から参照できます。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/index.html>

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) パイロット

オーストリア特許庁と韓国知的所有権庁

オーストリア特許庁と韓国知的所有権庁 (KIPO) の 2 庁間で、新しい PCT-PPH 試行プログラムが 2013 年 3 月 1 日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのもう一方の庁により PCT フレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を受理した PCT 出願について、他方の国内段階で早期審査を利用することができます。

オーストリア特許庁と KIPO 間の PCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.patentamt.at/Erfindungsschutz/Schutzrechte/PPH/>

(独語)

http://www.patentamt.at/Erfindungsschutz/Formulare_und_Gebuehren/

(2ヶ国語(独語と英語)の文書へのリンクが設けられています。)

http://www.kipo.go.kr/upload/sil_kuk/athighway_guide_en.pdf

http://www.kipo.go.kr/upload/sil_kuk/athighway_pctpghguide_kr.pdf

(韓国語)

国立工業所有権機関(ポルトガル)と米国特許商標庁(USPTO); 知的所有権庁(フィリピン)とUSPTO

国立工業所有権機関(INPI)(ポルトガル)とUSPTOの2庁間、知的所有権庁(フィリピン)(IPOP HL)とUSPTOの2庁間で新しいPCT-PPH試行プログラムが2013年1月29日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのUSPTOによりPCTフレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告(第II章)を受理したPCT出願について、ポルトガル及びフィリピンの国内段階で早期審査を利用することができます。

INPI(ポルトガル)とUSPTO間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2013/week12/TOC.htm#ref13>

IPOP HLとUSPTO間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2013/week14/TOC.htm#ref15>

PCT-PPHページは更新され、以下のウェブサイトからご参照いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

改正PCT規則と国内法令との不適合通知の取下げ

PH フィリピン(PCT規則20.8(a)及び(b))(補遺)

フィリピンによってなされた2007年4月1日以降有効とするPCT規則20.8(a)及び(b)(要素及び部分の引用による補充)に基づく不適合通知の取下げ(PCT Newsletter 2012年12月号参照)について、フィリピンの知的所有権庁(IPOP HL)は、その日以降に受理官庁及び指定官庁としてのIPOP HLによりなされた要素及び部分の引用による補充の確認に対するいかなる判断も無効と認めると国際事務局に通報しました。当該官庁は出願人の明確な請求に基づき、引用補充に関するいかなる不利な決定も無視し、更なる適切な手続きのため当該国際出願を担当審査官に送付します。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することにより、PCT 出願人は、先の出願の謄本を出願人自身が国際事務局 (IB) に提出、又は、PCT 出願の受理官庁として行動する官庁に対して先の出願を出願している場合に、先の出願の謄本を作成し IB に送付するよう当該受理官庁に対して請求するといった手段に代えて、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう IB に対して請求することが可能です。2012 年 7 月 1 日から、アクセスコードを用いることによって官庁が DAS から優先権書類を取得する新たな手続き (新ルート) が導入されました。出願人は、第二国の官庁に出願人ポータル経由で優先権書類を取得するための権限を付与する代わりに、当該アクセスコードを第二国の官庁に直接提供することができます。

日本国特許庁と中華人民共和国国家知識産権局

日本国特許庁 (JPO) (2013 年 3 月 17 日から発効) と中華人民共和国国家知識産権局 (2013 年 4 月 15 日から発効) は 2012 年 7 月 1 日に施行した改正枠組み規定の paragraph 10 及び 12 に従い、新ルートによって “depositing Office” (第 1 国官庁) 及び “accessing Office” (第 2 国官庁) として優先権書類の受け渡しを行う旨 IB に通報しました。これにより、特に優先権書類を新ルートに移行した他の官庁へ送付、または他の官庁から送付するよう請求する際に、DAS の利用がより簡易になりました。さらに上記官庁はそれぞれ記載した日付から、多くの技術的及び運用上のオプションを採用しています。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#japan> (日本国特許庁)

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#china> (中華人民共和国国家知識産権局)

PCT 最新情報

GB : イギリス (手数料)
 MX : メキシコ (手数料)
 MY : マレーシア (管轄国際調査及び予備審査機関)
 RO : ルーマニア (出願言語)
 US : アメリカ合衆国 (手数料)

調査手数料と国際調査に関する他の手数料 (エジプト特許庁、イスラエル特許庁)**国際予備審査手数料と国際予備審査に関するその他の手数料 (エジプト特許庁)****PCT-SAFE 更新****PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース**

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン (2013 年 4 月 1 日付け version 3.51.059.235) が次のウェブサイトからダウンロード可能になりました。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

詳細は次のリンク先の PCT e-Services ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/>

インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT ウェビナー

PCT ウェビナーページが更新され、2013 年 4 月 9 日付けの英語による ePCT に関するウェビナーが追加されました。パワーポイント資料もダウンロードできます。下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

PCT 規則

2013 年 1 月 1 日発効の PCT 規則の独語、スペイン語版がアラビア語、中国語、英語、仏語、イタリア語、日本語及びロシア語に加えて利用可能になりました。下記ウェブサイトをご覧ください。

(独語) http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs.pdf

(スペイン語) http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct_regs.pdf

スペイン語版は HTML 形式でも利用可能です。下記ウェブサイトをご覧ください。

(スペイン語) <http://www.wipo.int/pct/es/texts/rules/rtoc1.htm>

PCT Newsletter メーリングリストリマインダー

PCT Newsletter メーリングリストを購読することにより、新たに PCT Newsletter が発行された時に通知されます。下記ウェブサイトの関連ボックスに e-mail アドレスを入力することにより簡単に入会登録できます。

<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/index.html>

なお、ご利用のメールソフトによって WIPO e-mail アドレスがスパムメールとして間違っ
て検出されないように、「WIPO mailing list [no-reply@wipo.int]」の e-mail アドレスを受信
できるように設定をお願いいたします。

WIPO GREEN について

WIPO では企業パートナーと共に、“WIPO GREEN”として知られる新しいプラットフォーム（枠組み）のパイロット版を立ち上げました。これは、環境技術の開発、展開を加速しようとするもので、それにより環境技術の世界的な普及を促進します。

WIPO GREEN は既存の環境技術（または環境に優しい技術（ESTs））に関する知識を向上し、よりアクセスしやすくするように作られました。また、気候変動に関する技術的挑戦への解決策を探しやすくすると共に、マーケティングや業務提携をする機会が持てるようになっています。具体的には、WIPO GREEN が“技術を提供する側”の既存の技術、ノウハウや専門知識を“技術を求める側”が示すニーズとマッチングさせる仕組みになっていますが、技術移転のための合意を形成する役割までには及んでいませんので、当事者間の個別の交渉により合意されるため、ビジネス上の決定をする上で、より柔軟であるといえます。

WIPO GREEN は二つの要素から成り立っています：

- (1) WIPO GREEN データベース
 - ・ユーザの環境技術をライセンスや業務提携のために提供することができます。
 - ・ユーザのニーズを示すことができます。
 - ・技術とニーズを検索することができます。
- (2) WIPO GREEN ネットワーク
 - ・技術移転を支援するためのアドバイスとサービスを得るためにあります。
 - ・企業、大学、政府、政府間組織や NGO の世界中の専門家と繋がっています。

ESTs のやりとりを支援し、広く普及させるという観点において、ステークホルダの活発な参加は WIPO GREEN の効果を左右します。プラットフォームのユーザの数を多くすれば多くするほど、環境問題を解決するために技術を提供する側と技術を求める側とのマッチングできる可能性が高まります。なお、WIPO GREEN プラットフォームの利用は無料です。

詳細は、次のリンク先の WIPO GREEN のウェブサイトをご覧ください。

<https://www3.wipo.int/wipogreen/en/about/>

次のリンク先の *WIPO Magazine* の 2012 年 6 月号に掲載されている“WIPO GREEN: Facilitating Dissemination of Green Technology”という記事もあわせてご参照ください。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2012/03/article_0006.html

WIPO は ESTs に関連した特許情報検索を手助けするための国際特許分類 (IPC) に関連づけられたオンラインツールである“IPC Green Inventory”も開発しています。PCT に基づいて出願されたすべての“green (環境に優しい)”国際出願を自動的に検索し表示するために PATENTSCOPE 検索システムにハイパーリンク付けされています。IPC Green Inventory の詳細は *PCT Newsletter* 2010 年 10 月号をご覧ください。

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IPTS – International Patent and Trademark Index”名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが IB に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑

わしい請求書を受け取った場合には、IBにご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール：pct.infoline@wipo.int

EPO における早期広域段階の処理の請求に関するお知らせ

欧州広域段階への移行期限は PCT 第 22 条 (3) や第 39 条 (1) (b) に基づき優先日から 31 ヶ月ですが、指定／選択官庁としての欧州特許庁 (EPO) は通常、その移行期限が満了するまで国際出願の手続きを開始しません。しかし、出願人は PCT 第 23 条 (2) や第 40 条 (2) に基づき早期処理の請求が可能です。2013 年 2 月 21 日付けの通知の中で、EPO は欧州段階での処理のための請求をする際の要件とそれによる結果についての詳細情報を開示しています。また、その通知は早期処理の請求をする際の注意すべき事項に焦点をあて、Euro-PCT Guide (<http://www.epo.org/applying/international/guide-for-applicants.html>) における関連情報を明確にし、手続きに関する見解を述べています。

この通知は EPO の *Official Journal* 2013 年 3 月号に掲載され、次のウェブサイトでご覧いただけます。

http://archive.epo.org/epo/pubs/oj013/03_13/03_1563.pdf

実務アドバイス

更なる手続きのため国際出願が管轄外の受理官庁により受理官庁としての国際事務局に送付された場合にとられるべきアクション

Q: PCT に基づく国際出願をしましたが、受理官庁が国際出願の受理を管轄しないとして、更なる手続きのために、国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付された旨通知がありました。何かすべきことはありますか？

A: 国際出願が PCT 受理官庁として行動する官庁にされ、その官庁が出願人の国籍や住所、出願のなされた言語、または国内官庁と国際事務局 (IB) 間の合意による他の理由で、その国際出願の受理を管轄しない場合は、PCT 規則 19.4 に基づくセーフガードの手続きが適用されます。その手続きに基づき、その出願は、国際出願日の認定に関する PCT 第 11 条に規定された要件が満たされていることを条件に、管轄外の官庁での受理日はそのまま維持されて国際出願日と認められ、受理官庁としての IB (RO/IB) に送付されます。IB がすべての PCT 締約国の居住者及び/または国民のために受理官庁として行動し、RO/IB がすべての言語の国際出願 (必要に応じ翻訳書の提出が条件。以下を参照。) を受付けることは PCT の大変便利な特徴です。

国内 (広域) 官庁は、RO/IB への国際出願の送付に関して、送付手数料に等しい手数料を請求することができます (PCT 規則 19.4 (b)) が、すでに支払われた国際出願手数料及び調査手数料のような手数料は、国内官庁により払い戻され、出願人は RO/IB に対して所定の手数料 (送付手数料を含む) を支払わなければなりません。

当該国際出願を受理したら、RO/IB は当該出願に新規の PCT 出願番号 (PCT/IB.../.....) を付与します。手数料の支払いに関して、支払いのための 1 ヶ月の期限の開始日である国際出

願の受理日は RO/IB が実際に受理した日とみなします（管轄外の官庁での受理日ではありません—PCT 規則 19.4 (c) を参照）。したがって、結果的に出願人は RO/IB から通知を受けることになるので、RO/IB から送付される新規の出願番号の通知や受理官庁によって通常発行される通知（例えば、所定の手数料の支払いに関する通知、国際出願日の認定、欠陥の補充の求めなど）を受ける前に一般的にいかなるアクションもとる必要がありません。このとき、例えば、管轄外の受理官庁での予納口座からの引き落としから、RO/IB での ePayment へというように、手数料の支払い方法を変える必要があります。

RO/IB は、出願人が代理人により代理されることを要求していませんが、もし代理人がすでに指名されている場合は、その代理人は、RO/IB に対して業として手続きをとる権能を有するために、出願人が居住者又は国民である締約国の国内官庁、又はその締約国のために行動する国内官庁に対して業として手続きをとる権能を有していなければいけません（PCT 規則 83.1 の 2）。例えば、もしある米国の代理人が、住所や国籍がブラジルである出願人の代理で、まちがって受理官庁としての米国特許商標庁（USPTO）に国際出願を出願した場合、この代理人は国立工業所有権機関（ブラジル）に対して業として手続きをとる権能を有さないかもしれず、もしそうであるなら、RO/IB に対して業として手続きをとる権能を有さないこととなります。そのような代理人の立場は、RO/IB によって職権により通信のための特別な住所へと変更され（PCT 規則 4.4 (d)）、そして、その代理人は国際出願に関する支払いはできませんが、当該出願に関する出願人の代理で行動する権能を有さず、単に当該出願に関する通信を受け取るのみとなります。（通信のための特別な住所に関する詳細は、*PCT Newsletter* 2002 年 7 月号を参照）。そのような場合において、出願人は RO/IB に対して行動する権能を有する新たな代理人を選任するか、さもなければ、出願人からのいかなる通信も少なくとも共通の代表者と考えられる出願人によって署名される必要があります（PCT 規則 90.2 (b)）（すべての出願人による署名が必要な取下げ以外（PCT 規則 90 の 2.5)）。

IB が受理官庁の場合、管轄国際調査機関は、出願が管轄国内／広域官庁に出願されたとしたならば管轄したであろう国際調査機関（ISA）となります（PCT 規則 35.3）。もし、国際出願で選択した ISA が管轄外ならば、管轄する他の ISA を選択する必要があります（一つ以上の管轄 ISA がある場合—もし唯一の ISA が管轄する場合は不要）。上記の例において、ブラジルの出願人が誤って USPTO に出願した場合でも、ISA として USPTO を選択可能です。なぜなら、受理官庁としての国立工業所有権機関（ブラジル）は、USPTO を管轄 ISA として特定しているからです。

国際出願は RO/IB にいかなる言語でも出願することができます（願書を除き、PCT に基づく 10 の公開言語（アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語あるいはスペイン語）の一つの言語で出願しなければなりません）が、もし明細書と請求の範囲の言語が国際調査を行う ISA により認められていないのであれば、RO/IB が国際出願を受理した日から一ヶ月以内に、ISA により容認され公開言語でもある言語での翻訳文を RO/IB に提出することが求められます。（PCT 規則 12.3）

なお、PCT-SAFE のような e-filing ソフトを利用すれば、出願を提出する前に警告メッセージを受け取るので、管轄でない受理官庁に間違っただけで出願することが避けられます。

RO/IB に出願する場合の更なる詳細については、以下のウェブサイトをご参照下さい：

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/filing.html>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2013年5月号 | No. 5/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER (英語版) (www.wipo.int/pct/en/newslett) の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER (英語版) に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新たな PCT 締約国

サウジアラビア(国コード: SA)

サウジアラビアが 2013 年 5 月 3 日に加入書を寄託し 147 番目の PCT 締約国となりました。サウジアラビアは、2013 年 8 月 3 日から PCT に拘束されます。その結果、2013 年 8 月 3 日以降に出願された国際出願は自動的にサウジアラビアの指定を含むこととなります。

また、サウジアラビアは PCT の第 II 章にも拘束され、2013 年 8 月 3 日以降に出願された国際出願に関する予備審査請求は自動的にサウジアラビアの選択を含むこととなります。さらに、サウジアラビアの国民及び居住者は 2013 年 8 月 3 日から PCT に基づく国際出願が可能となります。

ePCT アップデート

ePCT-Filing 経由で RO/IB に受理された最初のウェブ出願

国際事務局 (IB) の ePCT システムの最新版が 2013 年 5 月 1 日に展開され、出願人や官庁 (以下参照) に多くの新たな特徴を提供しました。そして、限定的な試行ユーザは、新 ePCT-Filing を経由して、受理官庁としての IB (RO/IB) に国際出願を提出することができるようになりました。2013 年 5 月 2 日、最初の ePCT ウェブ出願が、出願人及び発明者である Donovan Allen (US) の代理で、本試行ユーザの一人である Oppedahl Patent Law Firm (US) の Carl Oppedahl により提出されました。本試行のフィードバックにより、ePCT-Filing が、今年の後半に全ユーザに使用可能となる予定です。

ePCT-Filing には、他の電子出願ソフトよりも、確認機能が優れています。参照されるデータやオンライン確認メッセージが常に最新であることを IB のデータベースにリアルタイムで確認する機能を有しています。また、ユーザのコンピュータにインストールされたソフトが最新版であるかを心配する必要はありません。ご利用にあたって必要なのは、ePCT private サービスをご利用の出願人であれば既に保持している電子証明書で認証された WIPO ユーザアカウントのみです。ePCT-Filing を利用して国際出願を準備することにより、国際出願が提出される前に、ほとんどの方式に関するエラーは検出され、出願人により訂正されることが可能です。例えば、出願に先立ち、PDF ドキュメントは出願のドラフトに添付される際に、カラー/グレースケールの内容、埋め込まれていないフォント、ドキュメントサイズ及びドキュメントの方向などが検出され確認されます。ePCT-Filing を利用して出願された国際出願は、eOwnership を取得する為に別途手続きをする必要はなく、願書を提出した方がデフォルトで eOwner となり、オンラインで即時参照可能となります。さらに、新規の国際出願が出願前に ePCT において準備されている間であっても、当該国際出願へのアクセス権を共有することも可能です。

ePCT バージョン 2.8 はどこが新しいか

出願人のための ePCT

- 国際予備審査請求は、管轄 IPEA に送付するために、オンラインアクション(書誌情報は自動的に作成される)で準備され、IB に提出することができます。
- IB に対し WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)より優先権書類を取得するよう求める”Action”は、優先権書類が既に DAS で入手可能で、IB がアクセス権を与えられているかどうかをリアルタイムに調べる機能を含みます。
- Workbench フィルタは大幅に拡張され、高度な検索条件が追加されました。
- My History 画面や Workbench は Excel ファイルとしてダウンロードすることができます。
- ePCT に関する更新情報や使用上のコツを配信する ePCT メーリングリストを購読可能です。現在のユーザや新規ユーザは自動的に本リストに追加されます。

官庁のための ePCT

- 官庁のための ePCT への改善されたアクセスが、ePCT ポータルのメイン画面から利用可能です：<https://pct.wipo.int/ePCT>
- ”Recent IAs”タブは、各種の検索条件を含む”Search IA”タブにより置き換えられました。
- 異なる資格(RO, ISA, IPEA)での官庁による、IB に対する電子的に送付されるドキュメント形式は大幅に拡張されました。
- 官庁が国際出願のための RO, ISA または IPEA として行動していなくても、IB に対して電子文書をアップロードすることができます。
- PCT/RO/105(国際出願番号と国際出願日の通知)を作成する機能の試験版が、完成版のイメージを確認するために実装されました。
- 新しいタブ”My History”は、ePCT にアクセスしている官庁ユーザ自身により取られた全てのアクションを表示します。
- 特定の国際出願のための”History”タブは、官庁ユーザ全体が国際出願に対して取った全てのアクションを見ることができます。

下記実務アドバイスでは、ePCT(private サービス)における WIPO ユーザアカウントを設定する際の氏名及びメールアドレスに関する WIPO の勧告が重要なことを論じています。

PCT 最新情報

AL: アルバニア(所在地及び郵便のあて名; 通信手段)

AU: オーストラリア(国内段階移行の特別な要件)

IS: アイスランド(手数料)

NL: オランダ(インターネットアドレス)

US: アメリカ合衆国(微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

調査手数料と国際調査に関する他の手数料(欧州特許機構、イスラエル特許庁、日本国特許庁、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁)

取扱手数料(イスラエル特許庁)

[インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報](#)

PCT 規則

2013 年 1 月 1 日発効の PCT 規則のポルトガル語がアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、日本語、ロシア語及びに加えて PDF 形式で利用可能になりました。下記ウェブサイトをご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct_regs.pdf

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と下記の ISA 及び IPEA としての機関との間の、ISA 及び IPEA の機能に関する、括弧内に示された日に発効する改正された取決め条項が英語及び仏語で公表されました。

EG エジプト特許庁 (2013 年 4 月 1 日)

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_eg.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_eg.pdf

JP 日本国特許庁 (2013 年 4 月 1 日)

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_jp.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_jp.pdf

XN 北欧特許機構 (2013 年 5 月 1 日)

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_xn.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_xn.pdf

PCT セミナー

WIPO 本部での PCT セミナー

2013 年 10 月 10 日と 11 日にジュネーブの WIPO 本部で開催予定の PCT セミナーの参加登録が開始しました。WIPO の PCT スタッフによりプレゼンテーションとワークショップ、並びに、PCT 事業部の見学が含まれる予定です。

登録は無料ですが、参加者は 45 人限定です。参加者はご自身の責任で渡航及び VISA の手配を行う必要があります。WIPO からの支援はございません。

登録は以下のリンクから行うことができます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=29925

PCT ウェビナー PCT の戦略的な利用

国際段階及び国内段階における PCT 制度の戦略的な利用についてのウェビナーがそれぞれ 2013 年 6 月 4 日と 11 日に提供されます。両ウェビナーのプレゼンターは WIPO の PCT コンサルタントの David Reed 氏です。Reed 氏の前職は P&G で外国出願業務の管理をしていました。両ウェビナーの登録の詳細は [PCT ウェビナーカレンダー](#) をご参照ください。

発展途上国のための無料 IP サービス

2002 年に、米国を拠点とする非営利団体である Public Interest Intellectual Property Advisors (PIIPA) が IP に関する特別なアドバイスを提供するためのボランティアネットワークを構築しました。

3500 名を超える 50 ヶ国以上から集まった弁護士、学者、政策立案者及び実務家は、発展途上国 35 カ国で 130 を超えるクライアントに対して、無料の IP 法律業務、研修、シンポジウム及び支援を提供する PIIPA の IP Corps を形成しています。

PIIPA の提供するサービスや資格基準についての情報は下記ウェブサイトを参照ください。

<http://www.piipa.org/>

PIIPA が支援したプロジェクトを特集した WIPO Magazine (No. 2/2013) の記事も参照ください。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2013/02/

実務アドバイス

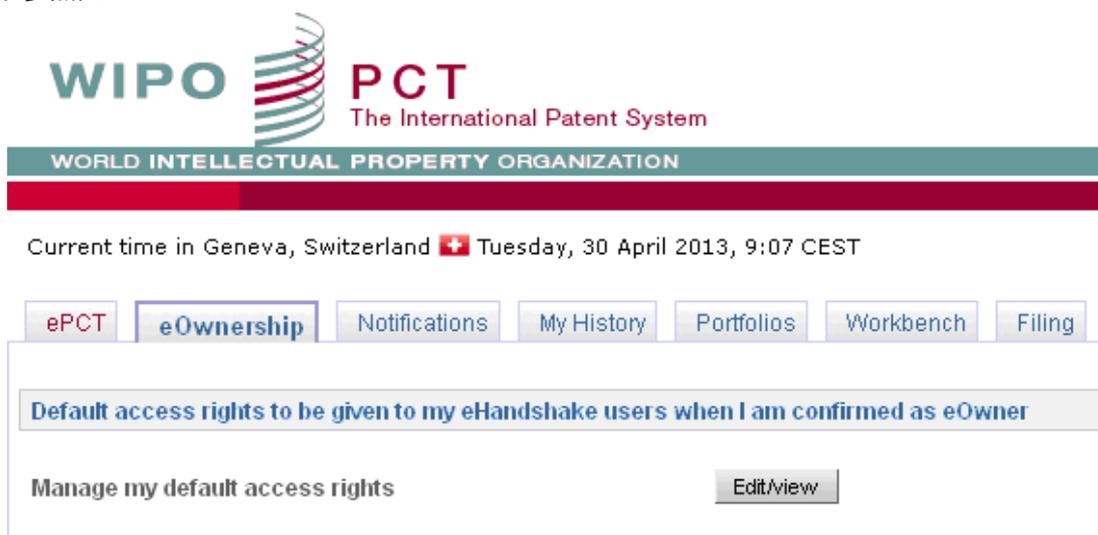
ePCT における eOwnership 権を考慮したユーザアカウント名に関する要件

Q: ePCT が提供する多くの有用な機能に感銘を受けたので、私どもの法律事務所は、PCT 出願を取り扱うための ePCT を利用し始めたいと思っています。同僚の一人が、この目的で WIPO のアカウントを作り、ePCT private サービス用に認証をするため、自分の電子証明書をアップロードしました。ところが、この同僚が、私どもの国際出願へのオンラインでの安全なアクセスを確認するため、IB に対して多数の eOwnership の要求を提出した際、これらの要求が IB により拒否されました。その理由は、ユーザアカウントに示されている姓と名が、一個人の名称ではなく、私どもの法律事務所の名称 *Johndoe Lawyers*、つまり名が *Johndoe* で姓が *Lawyers* となっていたからです。私どもの事務所の、複数の法定代理人が、ePCT でのこれら PCT 出願に共有アクセスする必要があり、事務所の名称が用いられたのです。個人の名称が必要な理由を、ご明示くださいませんか。

A: ePCT システム(private サービス)を利用することにより、国際出願にする異なったアクション、例えば IPEA への送達するための国際予備審査請求や取下げについて、オンラインで請求書を提出可能です。また、まだ公開されていない、又は公開後に PATENTSCOPE で一般には入手不可能な特定の文書(例えば、国際予備審査に関連する文書)を含め、出願に含まれる最新の書誌情報や書簡を確認することができます。国際出願の内容に関するアクションを行ったり確認したりするため、ePCT(private サービス)にアクセスする必要がある方は誰でも、自分自身の電子証明書、及び WIPO ユーザアカウントを所有する必要があります。ePCT private サービスのための IB のセキュリティアプローチは、ユーザアカウントが自然人の名称でなければならず、それによって各アクションが個人のものとして追跡可能となります。貴法律事務所の場合、国際出願を出願したり管理したりする方々がそれぞれ WIPO から無料で入手可能なご自身の電子証明書でご自身のユー

ザアカウントを設けることをお勧めいたします。同一の電子証明書で一人以上のユーザに対してアップロードされることは可能ではなく、電子証明書を共有することはできないことにご留意下さい。

一旦、各人がご自身の名でユーザアカウントを所有し、ご自身の電子証明書と関連付ければ、それぞれのアカウントが関連しているようにシステムに示すために、各アカウント間に eHandshake を設定することができます。eOwnership 画面では、国際出願の eOwner として認証された際に、その国際出願へのアクセス権を自動的に他のユーザに付与するよう設定されることをお勧めします(以下参照):



この機能を利用することにより、国際出願のため eOwner として認められる度に、互換性のあるソフトウェア(現在 PCT-SAFE、eOLF 及び試行段階の ePCT-Filing)を利用し国際出願を提出する際に eOwnership コードを示すことによって、または IB に対して eOwnership 請求を提出することによって同僚に対しアクセス権を付与しなければならないことを回避できます。上記の方法は、ePCT private サービスを利用する際、安全性と完全性の最適水準を保証するのでお勧めいたします。

通知の送付に関して、包括的な電子メールアドレスを ePCT ユーザアカウントと関連させるべきではないことにご注意ください。というのは、一つの電子メールアドレスは一つの ePCT ユーザアカウントにしか用いることができません。ですので、あなたが会社や部署の包括的な電子メールアドレスを使用すると、他の方は同一の包括的な電子メールアドレスを彼らの ePCT アカウントに用いることはできません。さらに、そのアカウントに関する全ての ePCT の通知、例えば忘れてしまったパスワードやユーザネームなどの実際のユーザアカウントに関する内容を含むメールまでもが当該包括的な電子メールアドレスに送付されます。これは機密情報の問題を起こしかねません。それゆえ、個々のあるいは私的な電子メールアドレスを設定し、他者によってアクセスされることがないよう強くお勧めします。

電子証明書の取得に関する更なる情報は下記ウェブサイトをご参照ください:

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/certificates.html>

また、ePCT、及び ePCT に関する情報は、下記ウェブサイトの"Getting Started"、"ePCT ユーザガイド"及び"PCT FAQ"で入手できます。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2013年6月号 | No. 6/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER(英語版)(www.wipo.int/pct/en/newslett)の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER(英語版)に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

コモロのOAPIへの加入／コモロの国内特許の終結

2013年3月25日、コモロ(2005年4月3日にPCT締約国となった)は、アフリカ知的所有権機関(OAPI)の設立に関するバンギ協定に加入書を寄託し、2013年5月25日に当該協定に拘束されました。これにより、OAPIの加盟国の数は17となりました。

その結果、2013年5月25日以降になされた国際出願では、OAPI特許のためのコモロの指定を含むので、国内特許のためのコモロの指定を含んでおりません。さらに、その日以降、コモロの国民及び／または居住者は、WIPO国際事務局に加え、受理官庁としてのOAPIに国際出願を提出することが可能となりました。

2013年5月25日より前になされた国際出願については、コモロはまだOAPI加盟国ではありませんでしたが、コモロに対しOAPI特許への拡張を請求することが可能です。そのような請求は手数料の支払いが必要で、コモロがバンギ協定に拘束された日から20ヶ月、つまり2015年1月25日までが期限となっています。拡張の請求は当該期限後にも提出することが可能ですが、追加料金の支払いが条件となります。

(PCT出願人の手引 附属書B1(KM)、B2(OA)及びC(OA)が更新されました)

PCT—特許審査ハイウェイ(PCT-PPH)試行プログラム

日本国特許庁及び連邦知的所有権行政局(ロシア連邦);
日本国特許庁及び知的所有権官庁(インドネシア)

日本国特許庁(JPO)と連邦知的所有権行政局(Rospatent)、JPOと知的所有権官庁(インドネシア)(DGIPR)において、新しいPCT-PPH試行プログラムが2013年6月1日付けで開始されました。これらの試行プログラムではそれぞれ下記のことが可能です。

- 国際調査機関(ISA)又は国際予備審査機関(IPEA)としてのJPO又はRospatentによって作成された肯定的なISA又はIPEAの見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告(第II章)(すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも1つ存在する場合)を受理したPCT出願について、日本及び／又はロシア連邦の国内段階で早期審査が利用可能です。
- ISA又はIPEAとしてのJPOによって作成された肯定的なISA又はIPEAの見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告(第II章)を受理したPCT出願について、インドネシアの国内段階で早期審査が利用可能です。

JPOとRospatentの間のPCT-PPH合意に関する詳細情報は、以下をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/english/press/2013/0529_02.html
http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_russia_highway_e.htm

また、JPOとDGIPRの間のPCT-PPH合意に関する詳細情報は、以下をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/english/press/2013/0415_04.html
http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_indonesia_highway_e.htm

PCT 作業部会

第 6 回 PCT 作業部会が 2013 年 5 月 21 日～24 日にジュネーブで開催されました。

本作業部会では、2013 年 9 月～10 月に開催される PCT 同盟総会に、PCT 規則の改正提案採択のため、2 つの規則改正提案を送付することに合意しました：

- 国際予備審査機関が国際予備審査の一部としてトップアップサーチを行うよう PCT 規則 66 及び 70 を改正する (PCT/WG/6/18 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 29-33 と附属書 I)。トップアップサーチは国際調査報告がなされた後に調査可能となった関連文献(国際出願より早く出願された公開特許文献を対象とするが、これに限定されるものではない)を調査します。
- 国際調査機関 (ISA) が作成した見解書を国際公開日からパテントスコープで利用可能とするよう PCT 規則 44 の 3 を削除し PCT 規則 94 を改正する (PCT/WG/6/13 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 78,79)。現在、見解書は、国際予備審査請求が行われなかった場合に、優先日から 30 ヶ月経過した時点で特許性に関する国際予備報告 (第 I 章) として利用可能となっています。

以下の PCT 規則改正提案、受理官庁ガイドラインや PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの改訂提案は本作業部会で検討されましたが、今後さらなる検討がなされることになりました：

- 国内移行時に、特許性に関する国際予備報告での否定的見解への応答義務付け (PCT/WG/6/16 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 19-22)
- 特許審査ハイウェイの PCT への統合 (PCT/WG/6/17 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 23-28)
- 国際調査の過程を記録したサーチ戦略を利用可能とするよう ISA への要請 (PCT/WG/6/19 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 34-39)
- 欠落部分の引用による補充に関する手続きの明確化 (PCT/WG/6/20 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 69-72)
- 国際調査報告作成期限の変更 (PCT/WG/6/21 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 73-77)

上記提案を行った加盟国や官庁は本作業部会に参加した各国代表団より受けたコメントを検討し、代替案を次回以降の作業部会やその他の会合に提出することになります。

本作業部会では、今後提案されるかもしれない議題に関するさまざまな一般文書も検討されました: 日本から提案された、計画—実施—検討—対処 (PDCA) サイクルを含む PCT 制度改善のため

の総合的な手法を提唱する PCT Kaizen 提案(PCT/WG/6/14 Rev.及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 9-12)、英国と米国により提案された、さまざまなテーマを含む拡張された PCT20/20 提案(PCT/WG/6/15 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 13-18)、そしてブラジルによってなされた、特定の場合に国内官庁が出願人に国際予備審査(第 II 章)を利用するよう要請することができるかどうか調査するための提案(PCT/WG/6/23 のパラグラフ 113-117 及び附属書 II)

本作業部会では、PCT 手数料の軽減(PCT/WG/6/10 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 40-53)、PCT に基づく技術支援の調整(PCT/WG/6/11 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 54-63)、国際機関の任命(PCT/WG/6/4 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 64-68)に関する文書も検討され、国際事務局に今後の検討のためこれらの分野のさらなる調査と実行可能な提案をするよう求めました。

さらに、下記の報告がテイクノートされました。

- PCT 統計(PCT 年次報告 2013(下記「PCT 統計 2012」で紹介されています)及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 4 に関するプレゼンテーションを参照)
- ePCT(PCT/WG/6/23 のパラグラフ 5 に関するプレゼンテーションを参照)
- PCT 国際機関会合(PCT/WG/6/3 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 6-8)
- 優先権の回復に関する国内実務(PCT/WG/6/12 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 80-83)
- 補充国際調査(PCT/WG/6/5 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 84-91)
- 協同国際調査の試行プロジェクト(PCT/WG/6/22 Rev.及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 92-96)
- 第三者情報提供制度(PCT/WG/6/6 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 97-101)
- PCT 配列表標準の進捗状況(PCT/WG/6/7 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 105-107)
- PCT 最小限資料の特許に関する更新情報(PCT/WG/6/9 及び PCT/WG/6/23 のパラグラフ 108-112)

議長による要約は下記の WIPO ウェブサイトの作業文書と同じページからご覧いただけます。また、会合の報告案もまもなく同じページからご覧いただけます。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/6

PCT 統計 2012

PCT 年次報告 (2013 年版)

PCT年次報告(2013年版)では、2012年のPCTの活動及び進展が要約され、PCT出願に関する包括的な統計(上位国、上位出願人、上位技術分野ごとの出願数を含む)、2012年の国際特許制度の実績に関する統計、2011年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。2013年版には、あるPCT加盟国がPCT制度へ加盟する際の、当該国の特許庁への特許出願や当該国の居住者による海外出願における影響について調査した、特別のテーマを設けています(16ページ参照)。

英語PDF版は以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>

また、上記ウェブサイトには、本報告に関するデータやグラフへのリンクもあり、次の情報をご利用いただけます。

–グラフや表のイメージ(タイトル、出典や注記)

–グラフや表の詳細なデータ

本報告のフランス語とスペイン語版は準備中です。

印刷物は、英語版が、無料で、WIPOのLibrary and Publications Distribution Sectionからご利用いただけます。(お求めの際は、WIPO出版番号No.901と出版言語を明示してください。)(フランス語とスペイン語版は今年中にはご利用可能となります。)

Fax: (41–22) 740 18 12
E-mail: publications.mail@wipo.int
Electronic bookshop: <http://www.wipo.int/freepublications/en/>
Mailing address: 34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18
CH-1211 Geneva 20
Switzerland

特許協力条約及び規則(紙版)

2013年1月1日施行のアラビア語、中国語、独語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語版の特許協力条約及び規則の条文集(紙版)が英語、仏語版に加えて出版されました。

お値段は通常郵便で24スイスフラン、速達郵便で28スイスフランです。お求めの際は、WIPO出版番号 No.274 と出版言語を明示の上、上記「PCT統計2012」に示したWIPOのLibrary and Publications Distribution Sectionまでご連絡ください。

なお、2013年1月1日施行の特許協力条約及び規則のテキストはPCTのウェブサイトでアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語でご覧いただけます。

PCT 最新情報

AT: オーストリア(E メールアドレス、手数料)
BB: バルバドス(所在地及び郵便のあて名、電話及び FAX 番号、E メール及びインターネットアドレス)
BN: ブルネイ ダルサラーム(一般情報)
BR: ブラジル(所在地及び郵便のあて名、電話番号、手数料)
CL: チリ(電話番号)
ID: インドネシア(管轄国際調査及び予備審査機関)
LT: リトアニア(手数料)

国際調査及び国際調査に関する手数料(日本国特許庁、国立工業所有権機関(ブラジル))

予備審査及び国際予備審査に関する手数料(国立工業所有権機関(ブラジル))

インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT ユーザの戦略

David Reed 氏の最近のウェビナー「PCT 制度の戦略的利用(国際段階)」及び「PCT 制度の戦略的利用(国内段階)」では、豊富な出願実務の経験に基づき、商業的に成功した出願戦略を提案しました。このウェビナーは PCT ユーザの視点で作成されています。というのも、Reed 氏は、WIPO の PCT コンサルタントですが、以前は Procter & Gamble 社(P&G)に勤務し、P&G の外国出願オペレーションのマネージャーでした。

これらウェビナーの録音や使用されたパワーポイント資料は次のサイトでご覧になれます。

http://www.wipo.int/pct/en/pct_strategies/index.html

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と日本国特許庁との間の、国際調査及び予備審査機関としての機能に関する、2013 年 6 月 1 日に発効した改正された取決め条項が英語及び仏語で公表されました。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_jp.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_jp.pdf

実務アドバイス

国際調査を行った機関でない国際機関に予備審査請求を行う

Q: PCT 出願に対する国際調査報告を受理したので、この出願に関する国際予備審査の請求を提出しようと考えています。国際調査機関として行動したのと異なる国際予備審査機関を選択することは可能でしょうか。

A: 出願人が、国際調査機関(ISA)として行動する国際機関(以後「機関」と呼ぶ)と異なる国際予備審査機関(IPEA)を選択することを阻むものは、PCT にはありません。しかし、出願人がそうすることができるか、あるいはそうすべきなのかは、下記に述べられているように多くの要素によって決まります。下記にある例は、現在の PCT 出願人の手引に掲載されている情報に基づいたものですので、変更される可能性があることにご注意ください。

それぞれの PCT 受理官庁(受理官庁としての国際事務局(RO/IB)を除く)は、必要に応じて機関の取決めを条件として、国際出願に関する国際予備審査を行うための管轄 IPEA を 1 以上特定し、多くの場合、受理官庁は複数の IPEA を特定しています。これは、出願人の IPEA の選択が、国際出願を提出する受理官庁によって決定されることを意味します(ISA についても同様)。RO/IB に国際出願された場合、管轄 IPEA は、その国際出願が、出願人が居住者又は国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁にされたとしたならば管轄したであろう機関となります。(PCT 規則 35.3(a)参照)

しかし、場合によっては、出願人には選択の余地がないかもしれません。特定の受理官庁では、提

出された国際出願に関して、唯一の管轄 IPEA が国際予備審査を行う場合があるからです。例えば、受理官庁としての欧州特許機構(EPO)に出願した出願人はこの例に該当し、IPEA(及びISA)はEPOとなります。

受理官庁が1以上の機関をISA及びIPEAとして特定している場合、出願人はISAとして1つの機関を選択し、その後、別の機関に国際予備審査の請求を提出することができるかどうかは以下によります：

- IPEAの中には、国際調査がIPEAと同じ機関によって行われた場合、または他の特定の機関によって国際調査が行われた場合に選択可能となる機関があります。例えば、国際出願が受理官庁としてのメキシコ工業所有権機関に提出された場合、出願人は次に示すISAとしての機関を選択できます：EPO(ISA/EP)、スペイン特許商標庁(ISA/ES)、スウェーデン特許登録庁(ISA/SE)、または米国特許商標庁(USPTO)(ISA/US)；ここで、例えば国際調査がISA/USで行われた場合、出願人はIPEA/EPを選択できませんが、国際調査がISA/EP、ES又はSEによって行われた場合はIPEA/EPを選択可能です。同様に、IPEA/USについては、国際出願が特定の受理官庁に提出された場合(例えば、知的財産局(DIP)(タイ))、ISA/USが国際調査を行わなかった国際出願についてはIPEA/USで予備審査を行いません。その他、多くの機関で同様の制限を有しています。
- IPEAの中には、特定の言語で提出された国際出願についてのみ国際予備審査を行う機関もあります。要件は通常、ISAに関し適用されるものと同じです。例えば、日本国特許庁や韓国知的所有権庁は、受理官庁としての知的所有権庁(フィリピン)に提出された国際出願についてISA及びIPEAとして行動しますが、英語で出願された場合のみです。
- ISA及びIPEAは通常、PCT規則39.1及び67.1に規定された(i)から(vi)までの対象については、調査または審査をしません。しかし、その対象のいずれかが、それぞれの国内(または広域)特許付与過程で調査／審査されるなら、これらの規定には例外が適用されます。そのため、他の管轄機関によって国際出願の対象が審査されないのであれば、出願人は国際調査を行った機関と同じ機関に予備審査請求を提出せざるを得ません。
- 出願人は、国際予備審査にかかる費用はIPEA毎に大きく差があるので、他のIPEAの手数料を調べてみましょう。また、国際出願の状況によりIPEAでの手数料はまちまちです。IPEAの中には、出願人のカテゴリーにより手数料の軽減をする機関(例えばオーストリア特許庁(IPEA/AT)、国立工業所有権機関(ブラジル)(IPEA/BR)及びIPEA/EP)がある一方、同じ機関でISRが発行されていない場合に、より高い料金を課す機関(例えば、オーストラリア特許庁(IPEA/AU)、IPEA/RU、IPEA/US)もあります。手数料や適用される割引に関しては、*PCT出願人の手引*の附属書Eをご参照ください。
- 国内(または広域)段階で多くの官庁は、国際予備審査が行われた国際出願に対して、中には当該官庁または特定の官庁によって国際予備審査が行われた場合のみ、国内手数料の減免を行います。例えば、中華人民共和国国家知識産権局の場合、当該官庁によりISRおよび特許性に関する国際予備報告(PCT第II章)(IPRP第II章)が発行されていれば、国内段階では審査手数料はかかりません。指定官庁の中には、当該官庁によりISRまたは見解書(第I章)が作成されていれば減免の対象となることもあります。例えば、USPTOの場合、見解書がISA/USにより作成され、すべての請求の範囲がPCT第33条(1)から(4)の規定を満たしていれば、出願人は国内段階での調査及び審査手数料が免除されます。EPOの場合、ISAまたはIPEAとして行動した機関によって、適用される手数料の減免の程度が異なります。各官庁の国内段階での手数料の減免については、*PCT出願人の手引*の国内段階の概要をご参照下さい。

－国際予備審査が早急に行われることを希望する場合、どの機関に予備審査請求をするかを決める際に管轄 IPEA の適時性の統計を参考にすることは有用です。IB により編集されたものが次のサイトでご覧になれます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>

しかし、出願人が ISA として行動した機関と異なる IPEA を選択できたとしても、多くの出願人は国際調査及び国際予備審査を行う機関と同じ機関を選択しています。そうすることで、同じ審査官が国際調査と国際予備審査を担当することが多くなり、IPEA は出願のファイルに迅速にアクセスでき、国際調査結果をより容易に利用することができます。それにより、特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 II 章) をより早く、おそらく割引料金で入手することができるという結果を生みますが、他の言語による可能性を踏まえた、セカンドオピニオンや追加的な先行技術を提供するようなものではないでしょう。

なお、国際予備審査請求を容易にするために、ePCT プライベートサービスで新しい 'Action' が利用可能で、この ePCT のサービス (必要な書誌データを自動作成) を使えば、予備審査請求を IB 経由で管轄 IPEA にオンライン転送することが可能です。この新しい ePCT の機能では、管轄 IPEA のみが選択できるようになっており、また出願人が間違った手続きをしないようにする機能、例えば、予備審査請求が有効な期限内に提出されているかどうか、国際予備審査の目的で当該 IPEA が認める言語を選択されているかどうか、などをチェックする機能を備えています。

各受理官庁により特定された IPEA を調べる際には下記リンク先の *PCT 出願人の手引* の附属書 C を、上述の IPEA における制限については附属書 E をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

または、IPEA としての官庁の機能に関する取決めについては、下記リンク先をご参照ください。

http://wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

PCT 第 34 条(2)(b)に基づく、国際出願の明細書、及び／または図面の補正を利用せず、国際出願の第二の調査の要請のみ関心があるのであれば、国際調査を行った機関と異なる機関に予備審査請求を行う代わりに、補充国際調査制度を利用する方法があります。ISA や IPEA の選択の要件と異なり、補充国際調査機関 (SISA) の選択は、受理官庁によって特定の機関に限定されるものではありません。国際調査を行った機関でなければ、何れの SISA に補充調査を請求することが可能です。現在、補充調査を行える機関はオーストリア特許庁、EPO、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィンランド国立特許・登録委員会、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁であり、それぞれの SISA では特定の言語での文献調査を行う点が特徴です。補充国際調査に関するさらなる情報は、*PCT ニュースレター* 2012 年 1 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2013年7月号 | No. 7/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新たな PCT 締約国

イラン・イスラム共和国（国コード：IR）

イラン・イスラム共和国（以下、イラン）は、2013年7月4日に加入書を寄託し148番目のPCT締約国となり、2013年10月4日からPCTに拘束されます。そして2013年10月4日以降に出願された国際出願は自動的にイランの指定を含みます。

また、イランはPCTの第II章にも拘束され、2013年10月4日以降に出願された国際出願に関する予備審査請求は自動的にイランの選択を含みます。さらに、イランの国民及び居住者は2013年10月4日からPCTに基づく国際出願が可能となります。

パリ条約

サモアの加入（WS）

2013年6月21日にサモア（国コード：WS）が工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託し、パリ条約の締約国数は175となりました。サモアは2013年9月21日からパリ条約に拘束されます。

PCT規則4.10(a)に従い、パリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）

WIPO優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）を利用することにより、PCT出願人は、先の出願の謄本を出願人自身が国際事務局（IB）に提出、又は、PCT出願の受理官庁として行動する官庁に対して先の出願を出願している場合に、先の出願の謄本を作成しIBに送付するよう当該受理官庁に対して請求するといった手段に代えて、優先権書類として利用する先の出願の謄本をDASから取得するようIBに対して請求することが可能です。2012年7月1日から、アクセスコードを用いることによって官庁がDASから優先権書類を取得する新たな手続き（新ルート）が導入されました。出願人は、第二国の官庁に優先権書類を取得するための権限を付与する複雑な手続きに代わり、当該アクセスコードを第二国の官庁に直接提供することができます。

オーストラリア特許庁

オーストラリア特許庁は、2013年5月8日から第1国官庁としてのDASの利用範囲を拡大した旨、IBに通報しました。現在、受理官庁としてのオーストラリア特許庁（RO/AU）に出願されたPCT出願をDASにおいて優先権書類として登録するための請求を出願人から受け付けています。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#australia>

米国特許商標庁とフィンランド国立特許・登録委員会

米国特許商標庁（2013年3月18日から発効）とフィンランド国立特許・登録委員会（2013年6月3日から発効）は2012年7月1日に施行した改正枠組み規定のパラグラフ10及び12に従い、新ルートによって“depositing Offices”（第1国官庁）及び“accessing Offices”（第2国官庁）として優先権書類の受け渡しを行う旨、IBに通報しました。これにより、特に優先権書類を新ルートに移行した他の官庁へ送付、または他の官庁から送付するよう請求する際に、DASの利用がより簡易になりました。さらに上記官庁はそれぞれ記載した日付から、多くの技術的及び運用上のオプションを採用しています。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#us>（米国特許商標庁）

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#finland>（フィンランド国立特許・登録委員会）

8月と9月の合併号

今回の PCT ニュースレターは 8 月と 9 月の合併号となり 8 月に発行予定です。その次の 10 月号が出るまでの間に、PCT ユーザにお伝えすべき重要なお知らせがある場合は、PCT 電子メール更新サービスにてご案内します。まだこのサービスをご利用されていないようでしたら、下記リンク先にて無料をご利用頂けます。新たに PCT ニュースレターが掲載される際や、臨時のお知らせを行う際に PCT ユーザにその旨をご案内します。

<http://www.wipo.int/lists/subscribe/pct-general>

さらに、PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先で 9 月上旬に更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

公開スケジュールの変更

2013 年 9 月 5 日の公開（公開日）

2013 年 9 月 5 日（木）は WIPO の閉庁日に当たる為、その日に通常公開される PCT 出願（及び公示（PCT 公報））は 2013 年 9 月 6 日（金）に公開されます。しかし、PCT 出願の技術的準備が完了する日に変更はありません。つまり、国際公開に反映させたい変更は 2013 年 8 月 20 日の 24 時（CET:中央ヨーロッパ時間）までに国際事務局（IB）に受理される必要があります。

2013 年 9 月 19 日の公開（公開のための技術的準備）

2013 年 9 月 5 日（木）は WIPO の閉庁日に当たる為、2013 年 9 月 19 日（木）に公開される PCT 出願の技術的準備が完了する日が通常より早まります。国際公開に反映させたい変更は 2013 年 9 月 2 日（月）の 24 時（CET）までに IB に受理されている必要があります。（通常の場合の技術的準備が完了する日である 2013 年 9 月 3 日（火）の 24 時までの代わり）

PCT 受理官庁ガイドラインの修正

2013年7月1日発効のPCT 受理官庁ガイドラインでは多くの修正がなされました。これらの修正は、優先権の回復請求の手続方法や「due care（相当な注意）」と「unintentional（故意ではない）」の基準の解釈に関する詳細なガイダンスを受理官庁に提供するものです。ガイドライン（PCT/GL/RO/12）の全文はPDF 又はHTML フォーマットで英語及び仏語でご利用頂けます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>（英語）

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html>（仏語）

PCT 最新情報

AE：アラブ首長国連邦（官庁の名称、所在地とあて先、電話と FAX 番号、電子メールとインターネットアドレス、手数料）
 AU：オーストラリア（国内段階移行期限）
 BN：ブルネイ・ダルサラーム（微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件）
 CO：コロンビア（所在地とあて先、電話と FAX 番号、電子メールアドレス、手数料）
 HR：クロアチア（手数料）
 HU：ハンガリー（手数料）
 IN：インド（所在地とあて先、電話と FAX 番号、通信手段）
 IS：アイスランド（国際型調査に関する規定）
 MX：メキシコ（電話番号）
 NO：ノルウェー（国際型調査に関する規定）
 SK：スロバキア（所在地とあて先、手数料）
 TH：タイ（電子メールアドレス、代理人に関する要件）
 UA：ウクライナ（官庁の名称）

調査手数料（オーストラリア特許庁、韓国知的所有権庁、米国特許商標庁）

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアント パッチ・プログラムのリリース

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアのための 2013 年 7 月 1 日付けの更新パッチ・プログラムが下記 PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

当該パッチ・プログラムは 2013 年 4 月 1 日版の PCT-SAFE クライアント ソフトウェア（Version 3.51.059.235）の更新用であり、その他のバージョンのクライアント ソフトウェアの更新には使用できませんのでご注意ください。

当該パッチ・プログラムは以下の点に関連しています。

- 2013 年 8 月 3 日から PCT に拘束される、新しい締約国、サウジアラビア（SA）
- 受理官庁としてのブルネイ・ダルサラーム（RO/BN）に関する情報
- PCT 手数料表の更新とその他 PCT に関する更新

詳細は下記 PCT-SAFE ウェブサイトからご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe>

ご要望に応じた PCT ウェビナー

WIPO では、ウェビナー形式でのカスタマイズされた PCT 研修のご要望を、企業や大学、法律事務所、その他関心のある団体から受け付けています。ウェビナーは無料で利用いただけ、特定の希望に応じた開催が可能です。ご提供できるウェビナーの例としては、「PCT 電子出願について」、「PCT 出願のオンライン管理のための ePCT の利用について」、「PCT 出願の準備や提出に関するその他のトピックスについて」です。ウェビナーのご要望は、関心のあるトピックスをご指定の上、お時間と想定される参加人数（最低 10 名）を電子メール（下記アドレス）でご連絡ください。

pct.our@wipo.int

なお、過去のウェビナーの録音を含む PCT 関連の WIPO トレーニング資料のコレクションは PCT 関連資料ページ（<http://www.wipo.int/pct/en/>）の“Meetings, Training and Documents”欄をご覧ください。（日本語ページ（<http://www.wipo.int/pct/ja/>）の「PCT 会議、研修及び文書」を参照。）

WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー

ePCT を利用した出願管理に関するワークショップを含む、国際段階や国内段階における手続きに関する上級者向け PCT セミナーを 2013 年 10 月 10 日及び 11 日にジュネーブの WIPO 本部で開催します。セミナーでは PCT 事業部の見学もごぞいます。本セミナーは特許管理者や弁理士事務所員向けで、講演者には WIPO の PCT 法務部、PCT 事業開発部、PCT 事業部から経験豊富なスタッフが参加予定です。下記ウェブサイトにも、セミナープログラム（時間やトピックス）やその他のお知らせ、オンライン登録フォームがごぞいます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=29925

本セミナーの登録は無料ですが、参加者は 45 人限定となっています。ご希望の方は、2013 年 9 月 13 日までに登録を行ってください。セミナーの詳細は次のアドレス宛に電子メールを送付頂ければご連絡いたします：pct.our@wipo.int

インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT 受理官庁ガイドライン

上記「PCT 受理官庁ガイドラインの修正」をご覧ください。

ポルトガル語の願書様式

2012 年 9 月版の願書様式（PCT/RO/101）がポルトガル語の編集可能な PDF フォーマットで下記リンク先からご利用可能です。

http://www.wipo.int/pct/pt/forms/request/ed_request.pdf

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局（IB）からの通知ではない手数料請求書を受け取

る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“the European Register of Brands and Patents (REGIPAT)”と“Novislink limited”名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが IB に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、IB にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール：pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

発明の単一性が欠如しているとの認定に対処するための国際出願の補正

Q: 国際出願を行ったのですが、国際調査機関 (ISA) から部分的な国際調査の結果と共に、様式 PCT/ISA/206 (追加手数料、及び、該当する場合には、異議申立手数料の求め) を受けました。その様式によれば、ISA による発明の単一性の欠如の認定により、5 発明分の追加手数料を支払うよう示されていますが、この認定は過大であると考えています。とは言うものの、請求の範囲は単一の発明であることがより明確になるように起草可能であったとも思っております。部分的な調査の受理後に、PCT 第 19 条に基づいて請求の範囲を補正することは可能でしょうか。発明の範囲を補正することによって発明の単一性を主張し、高額な追加手数料の支払いを避けることができればと思っております。

A: お問い合わせの段階において、手続き上、貴殿の国際出願について発明の単一性に関する再評価を得ることはできません。また、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正は、国際調査報告 (ISR) (PCT/ISA/210) の受理後にのみ可能です。貴殿が受理されたものは部分的な国際調査の結果¹であり、PCT 第 19 条に基づく補正はできません。当該国際出願に対する ISR は、追加手数料が支払われるまで、または当該手数料の支払い期限 (求めの日付から 1 ヶ月) が満了するまで、発行されません。追加手数料を支払わないと決めた場合、追加手数料を支払う意思がないと ISA に報告されることを避けることはできず、ISA は比較的早く ISR を発行することもあります。(ただし、出願時に納付された国際調査手数料によって充当しうる最初に記載された発明に基づき作成されます)。

PCT 規則 13.1 によれば、国際出願は一つの発明又は単一の一般的発明概念を形成するよう

¹ 追加手数料の支払いの求めを送付する際、全ての ISA が部分的な国際調査の結果を発行するとは限りません。

に連関している一群の発明についてのみ行う（発明の単一性の要件）と規定されています。発明の単一性の詳細は国際調査及び予備審査ガイドライン（下記 URL）第 10 章をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ispe.pdf>

調査手数料は、国際出願に関する国際調査を行うために ISA でかかる費用を充当するものですが、これは出願が発明の単一性の要件を満たす範囲に対してのみです。これにより、ISA は出願人に対し追加の発明ごとに追加調査手数料を支払うよう求める権利を有しています（PCT 規則 40.1）。もし追加手数料が納付されなければ、ISA は当該国際出願の一部、つまり請求の範囲の最初に記載された発明に関する ISR を作成します。すなわち、それは様式 PCT/ISA/206 にあるようなものと同じ結果となるでしょう。

異議申立て（PCT 規則 40.2(c)）に基づき追加手数料が払い戻される可能性はありますが、当該手数料は、該当する場合には異議申立手数料とともに（異議申立手数料の有無は各 ISA に関する *PCT 出願人の手引* 附属書 D を参照）、様式 PCT/ISA/206 で ISA が示した期限内に前もって納付する必要があることにご注意ください。異議申立てに基づく手数料に関する詳細は *PCT 出願人の手引* 国際段階の概要のパラグラフ 7.019 と 7.020 をご参照ください。

追加調査手数料の一部を納付することもできます。その場合、納付額に応じた発明の数のみ調査対象となり、ISAによって調査されない部分が生じます。しかし、出願人は国際調査を希望する請求の範囲をISAに特定することが可能な場合があります。²

国際出願の未調査部分に関する国際調査報告の欠落は、それ自体、国際出願の有効性に関しいかなる影響力もなく、その手続き（指定官庁への送達を含む）は継続されます。しかし、PCT 第 17 条(3)(b)及び第 34 条(3)(c)に基づいて、指定（又は選択）官庁の国内法は、出願人が当該官庁に特別手数料を支払った場合を除くほか、そのような国際出願の未調査部分は取り下げられたものとみなすことを定めることができます。なお、そのような規則を適用する官庁は数庁に限られています。特別手数料の詳細は、*PCT 出願人の手引*のそれぞれの国の国内段階の概要をご覧ください。

請求の範囲（及び明細書、図面）を補正するさらなる機会は、PCT 第 34 条に基づき（出願人が、国際予備審査請求を行った場合に限り）国際段階中に可能であり、また PCT 第 28 条及び第 41 条に基づき国内段階移行時点でも可能です。しかし、たとえ出願人が国際予備審査機関（IPEA）に対して PCT 第 19 条補正及び／又は第 34 条補正に基づいて審査をするよう求めたとしても、IPEA は（ISR で）調査されていない発明に関する請求の範囲を国際予備審査の対象とすることを要せず、通常行いません（PCT 規則 66.1(e)を参照）。同様に、出願人が国際出願に対して補充国際調査請求をした場合でも、補充国際調査機関は、国際調査の対象でなかった請求の範囲を補充調査から除くことができます（PCT 規則 45 の 2.5(d)）。

国際予備審査及び国内段階での、国際出願の単一性の欠如の認定の結果についての詳細は、PCT ニュースレター 2008 年 9 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

² 記者注：国際調査機関としての日本国特許庁に対して請求の範囲を特定することは行われていません。納付された手数料で充当できる数の発明について、請求の範囲に記載した発明の順序に従って手数料が納付されたものとみなします。（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第 46 条）

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2013年8-9月号 | No. 8-9/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

<ご案内>

2013年9月19日（日本時間：午後5:30～6:00）にPCT最新情報に関するウェビナー（インターネットを通じて中継するセミナー）を開催します。参加方法等の詳細は下記リンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

Learn the PCT : 新しいビデオチュートリアル

*Learn the PCT*とは、Matthias Reischle（WIPO PCT 法務部 部長代理）によって作成された29の短編ビデオシリーズ（それぞれ約15分間）のことです。このシリーズでは、PCT手続きの国際段階と国内段階について基礎知識から重要な点まで紹介されています。

このシリーズには、基礎的なPCTトレーニングセミナーで扱った内容が含まれており、そのようなセミナーに参加しなかった方、中小企業の方、PCTのユーザ、これからPCTを利用しようと考えている方、発展途上国や後発発展途上国の方に特に有用です。

このシリーズは全体で6時間15分です。ビデオは下記リンク先からご覧になれます。

http://www.youtube.com/playlist?list=PLsm_LOEppJawGEathiEBhgNEHmuHgZk9C

PCT—特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

イスラエル特許庁

イスラエル特許庁（ILPO）は、国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）としてのILPOにより作成された報告に基づく、新しいPCT-PPH 試行プログラムを2013年8月1日付けで開始しました。

このPCT-PPH プログラムでは、ISA 又は IPEA としての ILPO によって作成された肯定的な ISA 又は IPEA の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）（つまり、少なくとも1つの請求の範囲が特許性ありと判断されている場合）を受理した PCT 出願について、イスラエルの国内段階で早期審査を利用することができます。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://index.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/Madrachim/Pages/PPH.aspx>

PCT-PPH 試行プログラムページは更新され、以下のウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT 手数料の減額の適格性

所定の PCT 手数料の減額の適用資格を有する国民及び／又は居住者の国々のリストが以下のように更新されました。また、下記のリンクから参照できます。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

国際出願を提出するためには、少なくとも出願人の 1 人が PCT 締約国の国民又は居住者でなければならないことにご注意ください (PCT 第 9 条(1))。したがって、PCT 締約国でない国々の出願人は PCT 締約国の国民及び／又は居住者である出願人と共に PCT 出願を提出しなければならない。下記の手数料減額の適用資格を有するためには、全ての出願人がそれぞれの表にリストされた国の国民、居住者である必要があります。

手数料の 90%減額の適用 (PCT 締約国ではない国々)

国際出願手数料 (30 枚を超える用紙毎の手数料を含む)、補充調査取扱手数料及び取扱手数料の 90%減額の適用資格を有する出願人の国のリストが次のように修正されました：
南スーダンが Part 1(b)と 2(b)に加わり、カーボベルデとモルディブが Part 2(b)から削除されました (ただし、両国とも Part 1(b)には残っています)。

欧州特許庁における所定の PCT 手数料の 75%減額の適用

2013 年 7 月 1 日から、以下の国々は、欧州特許庁における所定の PCT 手数料の 75%減額の適用資格を有する出願人の国 (世界銀行による低所得、低中所得経済として分類された国々) のリストから削除されました。

ベリーズ
フィジー
イラク
マーシャル諸島
トンガ

スペイン特許商標庁における調査手数料の 75%減額の適用

2013 年 7 月 1 日から、以下の国々は、スペイン特許商標庁における国際調査手数料の 75%減額の適用資格を有する出願人の国 (欧州特許条約締約国ではなく、世界銀行による低所得、低中所得及び高中所得経済として分類された国々) のリストから削除されました。

アルバニア
アンティグア・バーブーダ
チリ
ラトビア
リトアニア
ルーマニア
ロシア連邦
セルビア
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
トルコ
ウルグアイ

国際事務局の閉庁日の変更

PCT Newsletter 2012年9月号には国際事務局の閉庁日として2013年10月14日と記載しましたが、2013年10月15日に変更になりました。

PCT 最新情報

AU : オーストラリア (手数料)
HU : ハンガリー (手数料)
IL : イスラエル (国際出願の写しの提出、手数料の支払い)
IN : インド (官庁の名称)
LV : ラトビア (電子メールとインターネットアドレス)
MG : マダガスカル (手数料)
PH : フィリピン (所在地とあて先)
PT : ポルトガル (手数料)
RS : セルビア (通信手段、手数料)
ZA : 南アフリカ (手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、国立工業所有権機関 (ブラジル)、米国特許商標庁)

取扱手数料 (オーストラリア特許庁)

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT のビデオチュートリアル

上記「Learn the PCT : 新しいビデオチュートリアル」をご覧ください。

PCT 手数料の減額の適格性

所定の PCT 手数料の減額の適用資格を有する国民及び／又は居住者の国を示す 3 つのリストが更新されました。詳細は上記「PCT 手数料の減額の適格性」をご覧ください。

セミナー資料

PCT 手続きを網羅したセミナー資料の英語、仏語、ドイツ語、日本語、ロシア語、スペイン語版が 2013 年 8 月に更新され、以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/document.pdf (日本語)
http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf (英語)
http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/basic_1/document.pdf (仏語)
http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/document.pdf (ドイツ語)
http://www.wipo.int/pct/ru/seminar/basic_1/document.pdf (ロシア語)
http://www.wipo.int/pct/es/seminar/basic_1/document.pdf (スペイン語)

WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー（再掲載）

ePCT を利用した出願管理に関するワークショップを含む、国際段階や国内段階における手続きに関する上級者向け PCT セミナーを 2013 年 10 月 10 日及び 11 日にジュネーブの WIPO 本部で開催します。セミナーでは PCT 事業部の見学もごぞいます。本セミナーは特許管理者や弁理士事務所員向けで、講演者には WIPO の PCT 法務部、PCT 事業開発部、PCT 事業部から経験豊富なスタッフが参加予定です。下記ウェブサイトにて、セミナープログラム（時間やトピックス）やその他のお知らせ、オンライン登録フォームがごぞいます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=29925

本セミナーの登録は無料ですが、参加者は 45 人限定となっています。ご希望の方は、2013 年 9 月 13 日までに登録を行ってください。セミナーの詳細は次のアドレス宛に電子メールを送付頂ければご連絡いたします：pct.our@wipo.int

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“TPS Trademark and Patent Service”名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザーが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照できます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール：pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

PCT 国際出願をする資格を有する出願人が記載されていることを確認する重要性 (特に発明者がもはや出願人として記載される必要がないことを鑑みて)

Q: ここ数年、PCT 締約国の国民である出願人/発明者（出願人でもある発明者）と共に、PCT 締約国でない国の住所及び国籍の企業を代理して多くの出願をしました。数日前、米国発明

法の発効後初めて、その企業を代理して出願しました。その際、発明者を米国指定のための出願人として記載する必要がなくなりましたので、当該発明者を出願人としてではなく、単に「発明者のみ」として記載しました。その結果、受理官庁から出願を補充するよう様式 PCT/RO/103 を受ました。その理由は、その出願人が PCT 締約国の国民でも居住者でもなく、国際出願をする資格を有する出願人が記載されていないというものです。どのように対応すればよいでしょうか。

A: 米国発明法が発効になって以来、数多くの同様のケースが国際事務局に寄せられました。当該発明法の効果の一つは、米国を指定する目的で発明者を出願人として記載する必要をなくして国際出願の提出を促すことでしたが、それにより少なくとも一人の出願人が PCT 締約国の国民及び/又は居住者であることを出願時にさらに慎重に確認すべき状況となりました。そうせずに出願が PCT 第 11 条(1)(i)の要件を満たさなければ、それにより国際出願日を認められず、結果として PCT 国際出願として処理されません。

今回の場合、お問い合わせいただいた国際出願は PCT 出願番号および受理日が認められていますが、未解決の PCT 第 11 条の欠陥が補充されない限り国際出願日は認められません。認められる国際出願日は必ずしも国際出願の受理日を指さず、補充書が受理官庁によって受理された日を指します (PCT 規則 20.3(b)(i)参照)。もし、貴殿がその欠陥を補充する立場にあれば、できるだけ早く様式 PCT/RO/103 に応答すべきです。これは (優先権主張を伴わない) 最初の出願のために出願日を得たい場合や、12 ヶ月の優先期間がまもなく満了になってしまう先の出願の優先権を主張したい場合には特に重要です。

当該求めに対する応答には、共同出願人の同意が得られた場合は、一人以上の発明者を少なくとも一つの指定国に対する出願人として記載し、これらの出願人/発明者の住所および国籍を通知することができます。この際、発明者が出願人/発明者であるという記載と彼らの住所および国籍を記載した願書様式の差替え用紙を含めることができます。もし発明者が特定の指定国 (あるいは特定の複数の指定国) に対して出願人としてみなされるのであれば、願書様式の追記欄に明記する必要があります。しかしながら、上述のように、発明者のステータスを出願人/発明者に変更することは、当該出願における権利を当該発明者に与えることになり、また、共同出願人の権利に影響を与えますので、十分注意が必要です。

その他に PCT 第 11 条の欠陥がなければ、様式 PCT/RO/103 に対する前記応答の受理官庁による受理日、つまり PCT 第 11 条に基づく要件を有効に満たすことになった日が国際出願日とみなされます。

次のような状況は貴殿の出願には該当しないかもしれませんが、場合によっては起こり得ることですのでご紹介いたします。PCT 第 11 条(1)(i)に基づく欠陥を補充することの求めに対して、国際出願が実際に受理された日には実は出願人が国際出願をする権利を有していたというような (例えば住所及び/又は国籍が間違っていて記載されていたなど) 受理官庁が満足する証拠を提出することが可能です。このような場合、そのような証拠の提出により、当該求めは、PCT 第 14 条(1)(a)(ii)及び PCT 規則 4.5 に基づく欠陥を補充するための求めとみなされ、出願人は当該欠陥の補充と国際出願日の維持が可能です (PCT 実施細則第 329 号参照)。

なお、当該国際出願を PCT-SAFE (あるいは eOLF や ePCT-Filing (現在試行段階) のような同様の出願ソフト) を利用して提出していたのであれば、出願の提出に先立ち警告メッセージを受けたはずであり、PCT 第 11 条の欠陥を避けられたと思われます。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2013年10月号 | No. 10/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 同盟総会

WIPO 加盟国総会の一部として、第 44 回 PCT 同盟総会が 2013 年 9 月 23 日から 10 月 2 日の期間、ジュネーブにおいて開催されました。

本同盟総会では 2014 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則の修正を採択しました。本修正は、文書 PCT/A/44/3 に記載され、同セッションの報告書の附属書に含まれる予定で、以下の変更を含みます。

- PCT 規則 66 及び 70 の修正：国際予備審査は“トップアップ”サーチを行います。主な目的は、国際調査後に公開された関連する特許文献を見つけることです。
- PCT 規則 94 の修正、及び PCT 規則 44 の 3 の削除：2014 年 7 月 1 日以降の国際出願に関する国際調査機関により作成された見解書が、いかなる場合でも、国際公開時から PATENTSCOPE で利用可能となります。現在、見解書は優先日から 30 ヶ月後に利用可能です。

同盟総会はウクライナ国家知的所有権庁を PCT における国際調査機関及び国際予備審査機関として選定しました。また、エジプト特許庁が 2013 年 4 月 1 日から国際機関としての運用を開始したこと、インド特許庁が 2013 年 10 月 15 日に開始すること、国立工業所有権機関（チリ）が 2014 年 10 月に開始する予定があることを留意しました。

また同盟総会は、PCT サービスの利害関係者への提供を改善することについて PCT 作業部会と PCT 国際機関会合によりなされた作業に関する報告を留意し、さらなる作業に関する勧告に合意しました。これらの事項は *PCT Newsletter* 2013 年 6 月号、3 月号にそれぞれ掲載されています。

作業文書

PCT 同盟総会の作業文書は下記 WIPO ウェブサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/44

インド特許庁の国際調査及び予備審査機関としての機能の開始

2007 年 9 月に開催された第 36 回 PCT 同盟総会において、インド特許庁は PCT における国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）に選定されました（*PCT Newsletter* 2007 年 10 月号参照）。当該機関は 2013 年 10 月 15 日から ISA 及び IPEA としての運用を開始することを WIPO に通報しました。その日以降に受理官庁としてのインド特許庁（RO/IN）又は RO/IN に出願する資格を有する出願人によって受理官庁としての国際事務局に出願された場合に利用できます。

ISA 及び IPEA として資格のある官庁についての情報、例えば当該官庁に支払う手数料などの情報については、*PCT 出願人の手引*の附属書 D (IN) 及び E (IN) をご覧ください。調査手数料と予備審査手数料については、PCT 手数料表 I(b)及び II にも掲載されています。

PCT—特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) パイロット

IP5 (五大特許庁) による PCT-PPH 試行プログラムの開始

IP5 (五大特許庁：欧州特許庁 (EPO)、日本国特許庁 (JPO)、韓国知的所有権庁 (KIPO)、中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO) 及び米国特許商標庁 (USPTO)) は五大特許庁相互間での PPH を 2014 年 1 月から開始することに合意しました。このプログラムでは、PCT 国際段階での成果物を利用でき、特許出願の早期審査を可能にします。特に、該当する官庁では、他庁が行った審査結果を利用することができます。これらの官庁間ではすでに複数の二国間 PCT-PPH 試行プログラムや EPO、JPO、USPTO による三国間のプログラムがありますが、それら現在運用されている PPH はこの新しい包括的な取組に統合されます。

IP5 の PCT-PPH 試行プログラムでは、上記 IP5 のある 1 機関によって作成された国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) の見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) において特許性ありと判断された請求項がある場合、その他の IP5 の庁、つまり EPO への広域段階、JPO、KIPO、SIPO、USPTO への国内段階において早期審査を請求することができます。

詳細については、下記 EPO、JPO、SIPO のプレスリリースをご覧ください。

(EPO) <http://www.epo.org/news-issues/news/2013/20130924.html>

(JPO) http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/five_pph_torikumi_e.htm

(SIPO) http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201309/t20130925_819901.html

この新しい試行プログラムの利用条件、開始日については、国際事務局に通報され次第、*PCT Newsletter* でご案内いたします。

ePCT アップデート

RO/IB への ePCT-Filing パイロットの開始

PCT Newsletter 2013 年 5 月号でご案内したように、ePCT システムを利用した国際出願の提出は、現在、限定的な試行ユーザが受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に英語で出願する場合のみ利用可能です。しかしながら、この数日間中に予定されている ePCT システムの次回リリースの一部として、国際事務局 (IB) はすべての ePCT ユーザに RO/IB への ePCT-Filing パイロットへのアクセスを開始します。本パイロットでは引き続き RO/IB への国際出願に限定されますが、次の言語で公開される出願を含むように拡張されます。英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語及びポルトガル語です。(ePCT-Filing がまだ他の言語での公開に必要な氏名とあて名のための二言語フォーマットに対応していないため。) 本パイロットは、必要な準備が整い次第、更なる言語のユーザインターフェースの段階的な利用可能性も含め、他の受理官庁や他の公開言語を含むよう徐々に拡張される予定です。

ePCT-Filing は、電子証明書で認証された WIPO ユーザアカウントが必要な ePCT private サービスを経由してのみ利用可能です。そのため、ePCT-Filing システムの利用を希望するユーザは、前もって ePCT Portal : <https://pct.wipo.int/ePCT>にて、アカウント作成のためのリンクに従い、WIPO 電子証明書を手入して下さい。

ePCT-Filing は、国際出願をオンラインで提出するためのシンプル且つ直感的なインターフェースを提供します。そして、次のような利点があります。

- 最高のチェック機能(すべてのデータチェックは出願の準備段階に IB のデータベースに対してなされる)を搭載
- 国際出願が提出される前に、方式に関するエラーが検出され、訂正が可能
- 変換時に問題を生じやすい構成(例えばグレースケールなど)を含む PDF 添付書類を検出し、変換後のプレビューが表示されるので、出願を提出する前に訂正が可能
- ePCT-Filing を利用して提出された国際出願は、eOwnership を取得する為の別途手続きをする必要はなく、願書を提出した方がデフォルトで“eOwner”となり、オンラインで即時参照可能
- ePCT において出願の準備がなされている間であっても、新規の国際出願へのアクセス権を共有することが可能
- PCT-SAFE アドレスブックを有していれば、それを ePCT にアップロードすることができ、または新たにアドレスブックを作り、そのアドレスブックを国際出願へのアクセス権を共有すると同様に、他のユーザとオンラインで共有することが可能
- コンピューター上にソフトウェアをインストールしたり、継続的にアップデートしたりすることが不要(最新の参照データが常に利用可能)

WIPO では、ePCT-Filing に関するウェビナーを以下の日程で開催します。無料で下記 URL にてサインアップできますので、是非ご利用ください。

- 2013 年 11 月 5 日(火) 午後 4 時から 5 時(中央ヨーロッパ時間(CET)) (ニューヨーク、午前 10 時から 11 時)
<https://www2.gotomeeting.com/register/709580026>
- 2013 年 11 月 7 日(木) 午前 10 時から 11 時(CET) (東京、午後 6 時から 7 時)
<https://www2.gotomeeting.com/register/474943786>
- 2013 年 12 月 3 日(火) 午後 4 時から 5 時(CET) (ニューヨーク、午前 10 時から 11 時)
<https://www2.gotomeeting.com/register/709648282>
- 2013 年 12 月 5 日(木) 午前 10 時から 11 時(CET) (東京、午後 6 時から 7 時)
<https://www2.gotomeeting.com/register/123618714>

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン(2013年10月1日付け version 3.51.060.236)が下記ウェブサイトからまもなくダウンロード可能となります。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

詳細はPCT e-Serviceウェブサイトをご覧ください。

www.wipo.int/pct-safe/en/

年末の公開スケジュールと国際事務局の閉庁日**国際事務局の閉庁日**

2013年12月及び2014年1月における、国際事務局（IB）の閉庁日は、週末に加えて下記日程となります。

2013年12月25日（水）、26日（木）

2014年1月1日（水）、2日（木）

したがって、国際事務局は下記の日程で業務を行い、新年は2012年1月3日（金）より通常通り業務を開始します。

2013年12月23日（月）、24日（火）、27日（金）、30日（月）、31日（火）

PCT 情報サービスと PCT e-Service ヘルプデスクの停止日については PCT Newsletter 2013 年 11 月号でご案内します。

公開スケジュールと公開の技術的準備

年末の休暇時期において、通常の公開予定日である 2013 年 12 月 26 日（木）と 2014 年 1 月 2 日（木）は WIPO 閉庁日にあたるため、公開が 1 日遅れ、それぞれ 2013 年 12 月 27 日（金）と 2014 年 1 月 3 日（金）となります。

さらに、2013 年 12 月 5 日から 2014 年 1 月 16 日の期間に公開される国際出願に関する公開の技術的準備の完了が早くなります。その期間に IB に変更が届かなければならない日の詳細は以下の表をご参照ください。

国際公開日	WIPO に出願人の通知が届く必要がある最終日 (ヨーロッパ中央時間、24 時まで)
2013 年 11 月 28 日(木)	2013 年 11 月 12 日(火)(通常通り)
2013 年 12 月 5 日(木)	2013 年 11 月 18 日(月)
2013 年 12 月 12 日(木)	2013 年 11 月 22 日(金)
2013 年 12 月 19 日(木)	2013 年 11 月 28 日(木)
2013 年 12 月 27 日(金)	2013 年 12 月 4 日(水)
2014 年 1 月 3 日(金)	2013 年 12 月 10 日(火)
2014 年 1 月 9 日(木)	2013 年 12 月 16 日(月)
2014 年 1 月 16 日(木)	2013 年 12 月 20 日(金)
2014 年 1 月 23 日(木)	2014 年 1 月 7 日(火)(通常通り)

上記期間に公開される国際出願に関して、国際公開に変更を反映させたい出願人は上記日程に留意する必要があります。例えば、国際公開を回避することが可能な期間内に、出願人が PCT 規則 90 の 2.1(c)、90 の 2.2(e) 及び 90 の 2.3(e) に基づく国際出願、指定又は優先権の主張の取下げを希望する場合、PCT 規則 46.1 に規定される期限が迫っている中で、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正を提出することを望む場合、PCT 規則 92 の 2 に基づいて出願人、代理人、共通の代表者、発明者の表示の変更を望む場合、国際出願にこのような変更が反映されるためには、上記表の右欄に示された日までに、IB に通知が届く必要があります。

IB に通知を行う場合には、公開の技術的準備が完了するより前に、出来るだけ早く提出されることを強くお勧めします。通知の方法としては、郵送も可能ですが、好ましくは以下の方

法での送付をお勧めします。

- ePCT (public 又は private service) (<https://pct.wipo.int/ePCT>) 経由
- FAX : (+41-22) 338 82 70

PCT 最新情報

BR : ブラジル (国内段階における優先審査に関する情報)
 CA : カナダ (手数料)
 CO : コロンビア (手数料)
 HR : クロアチア (代理人に関する要件)
 LV : ラトビア (手数料)
 PE : ペルー (所在地とあて名、手数料)
 PL : ポーランド (代理人に関する要件)
 PT : ポルトガル (手数料)
 SA : サウジアラビア (一般情報、管轄国際調査及び予備審査機関)

調査手数料 (オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、インド特許庁、
 北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁)

予備審査手数料、取扱手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (カナダ知的所有権
 庁、インド特許庁)

PATENTSCOPE 検索システム

国内特許コレクション：バーレーン、中国、エジプト及びアラブ首長国連邦

2013 年 8 月に、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦の国内特許コレクションが
 PATENTSCOPE 検索システムに追加されました。これらのコレクションは書誌情報につい
 てはアラビア語と英語でご利用いただけます。明細書の全データもまもなく追加されます。

2013 年 9 月に、中国の国内特許コレクション、約 300 万件分のデータが PATENTSCOPE
 検索システムに追加されました。中国のコレクションには、1985 年から 1995 年までの中国
 特許と特許出願の英語の書誌情報と 1996 年以降の英語と中国語の書誌情報、及び中国語に
 よる明細書、請求の範囲を含みます。

上記 4 つのコレクションが加わり、PATENTSCOPE 検索システムは、230 万件の公開され
 た PCT 出願を含む、1790 年から現在までの約 3250 万件の特許文書を検索可能となりまし
 た。また、これにより 34 の国内又は広域官庁のデータが利用可能となりました。

当該コレクションの各官庁の収録範囲の詳細は、下記リンク先の“Help (ヘルプ)”メニュ
 ーから利用可能です。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

新たな PCT 国内移行情報

PATENTSCOPE 検索サービスにおいて、オーストリア、キューバ、インド、ニュージーラ
 ンド、タイの PCT 国内移行情報が追加されました。この結果、国内移行情報を提供している
 官庁の数は 48 となりました。国際出願が国内／広域段階に移行した情報及びその他の国内
 ／広域段階に関する情報は、指定若しくは選択官庁が、国際事務局に対し関係する情報を提
 供している場合のみ、個別の国際出願の“national phase (国内段階)”タブをクリックする

ことをご覧いただけます。このサービスがカバーしているデータのリストは以下のアドレスをご参照ください。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/nationalphase.jsf>

PCT in the News

WIPO Magazine (No.5、2013年9月)に掲載された以下の4つの記事が、“PCT in the News”に追加されました。

“Providing Premier International IP Systems & Services” – an interview with Francis Gurry, Director General, WIPO

“Science, Technology & Innovation in Saudi Arabia” by Sami Alsodais, Director General, Saudi Patent Office, King Abdulaziz City for Science and Technology (KACST), Saudi Arabia

“Sharing Expertise to Boost Patent Quality” by Fatima Beattie, Deputy Director General, IP Australia

“ICTs & Innovation: The View from a Top PCT Filer” by Ken Hu, Rotating CEO and Deputy Chairman of Huawei

WIPO Magazine から抜粋したこれらの記事や他の記事は下記ウェブサイトをご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

また、WIPO Magazine No.5 の全記事は下記ウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2013/05/

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“WBPI – World Bureau for Intellectual Property”名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザーが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照できます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : pct.infoline@wipo.int

PCT 締約国と 2 文字コード（誤植）

PCT Newsletter 2013 年 5 月号、2013 年 6 月号、2013 年 7 月号、2013 年 8-9 月号に掲載した PCT 締約国と 2 文字コードのリストに関して、RS セルビアに付された脚注は間違いですのでご注意ください。

実務アドバイス**取下げのために有効な署名又は委任状の期限内受理の重要性**

Q: 国際出願のための代理人として、国内段階への移行を遅らせるため、当該出願の（唯一の）優先権の主張を取り下げたいと思っています。しかしながら、優先権の主張の取下げの期限は 2 日後に迫っており、出願人に当該取下げ通知に署名をしてもらいたいのですが、あいにく出願人と連絡が取れません。そこで本日、ePCT ドキュメントアップロード経由で国際事務局（IB）に、私が署名した優先権の主張の取下げ通知を提出し、後日、出願人に連絡が取れ次第、委任状を提出することは可能でしょうか。それがもし可能なら、IB は当該取下げ通知を IB が受理した日付、つまり期限内に受理されたとみなすでしょうか。

A: 優先権の主張の取下げ通知（PCT 規則 90 の 2 に基づく他の取下げ通知についても同様）が有効であるためには、その通知が以下の二つの要件を満たさなければならないことにご留意ください。

- － 所定の期限内（優先権の主張の取下げは、優先日から 30 ヶ月（PCT 規則 90 の 2.3(a)) に受理されなければならない。
- － 必要な署名がされていなければならない。（出願人又は出願人を代理する者によって署名されていなければならない。）当該取下げ通知が出願人に代わり、代理人により署名され、当該代理人がその時点で出願人によって正式に選任されていない場合、その通知は、出願人により署名された代理人を選任する委任状を伴わなければならない。（PCT 規則 90 の 2.5）

したがって、優先権の主張の取下げ通知が本日、（当該通知の提出手段にかかわらず）国際事務局により受理されたとしても、上記両方の要件が満たされた日が、当該通知の受理日とみなされます。それゆえ、当該取下げ通知は、もし署名された委任状が優先日から 30 ヶ月の期限内に提出されなければ考慮されません。

当該国際出願において、出願人／発明者（出願人及び発明者である者）がいる場合を含め、複数の出願人がいる場合（2012 年 9 月 16 日に発効した米国発明法の関連規定より前に提出された国際出願の場合に特に関連します）、当該取下げ通知が有効となるためには、他のすべての出願人の署名も要求されることにご留意ください。

それゆえ、PCT 規則 90 の 2 に基づく如何なる取下げの様式も、全ての必要な署名がなされているか確認するとともに、どのような場合においても、手続上の又は技術的な問題に対処するための時間的な余裕をもって、所定の期限よりも充分前に国際事務局に通知するよう心がけることが重要です。

また、国際出願を提出した受理官庁により、委任状の提出要件が放棄されているとしても（PCT 規則 90.4(d)及び／又は 90.5(c)）、貴殿が（代理人として正式に選任される為に）委任状への署名又は願書への署名により出願人の署名を得ておくべきかどうか、注意深く考慮する必要があります。署名を得ることにより、全出願人の署名、又は全出願人によって署名された委任状を要件とする PCT 規則 90 の 2 に基づく如何なる取下げも即座に処理すること

ができますし、足りない署名を得るための遅延を避けることができます。当該署名が受理官庁に提出されておらず、代理人のファイルに保管されているだけだとしても、少なくとも後の手続きで必要になった場合に役に立つでしょう。

もし、優先日から 30 ヶ月に期限内に必要な署名を入手することができなければ、優先権の主張は取り下げられず、国内段階への移行を希望する官庁が国内法に基づき、より長い移行期限を認めていない限り、通常は優先日から 30 ヶ月までに国内段階に移行しなければなりません。30 ヶ月の期限の延長に関する詳細については、下記リンク先の“PCT 第 I 章及び第 II 章に基づく国内／広域段階への移行期限”をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2013年11月号 | No. 11/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

改正 PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ

ES スペイン（PCT 規則 26 の 2.3、49 の 3.1、49 の 3.2、51 の 2.1(e)）

受理官庁及び指定官庁としてのスペイン特許商標庁（SPTO）は、以下の国内法令との不適合通知を 2013 年 11 月 6 日から取り下げること国際事務局（IB）に通知しました。

- PCT 規則 26 の 2.3(j)に基づく通知（受理官庁による優先権の回復）（*PCT Newsletter* 2006 年 6 月号、4 ページ参照）
- PCT 規則 49 の 3.1(g)に基づく通知（受理官庁による優先権の回復の効果）（*PCT Newsletter* 2006 年 6 月号、4 ページ参照）
- PCT 規則 49 の 3.2(h)に基づく通知（指定官庁による優先権の回復）（*PCT Newsletter* 2006 年 6 月号、5 ページ参照）
- PCT 規則 51 の 2.1(f)に基づく通知（認められる国内的要件）（*PCT Newsletter* 2001 年 2 月号、2 ページ参照）

PCT 規則 26 の 2.3(j)、49 の 3.1(g)、49 の 3.2(h)に基づく不適合通知の取下げの結果、2013 年 11 月 6 日から SPTO によって適用される PCT 規則はそれぞれ以下の通りです。

- PCT 規則 26 の 2.3(a)～(i)
- PCT 規則 49 の 3.1(a)～(d)
- PCT 規則 49 の 3.2(a)～(g)

つまり、受理官庁及び指定官庁としての SPTO は優先権の回復の請求を考慮するようになり、必要な条件を満たせば、指定官庁としての SPTO は、受理官庁として他の官庁が下した決定を受け入れることとなります。

さらに、受理官庁及び指定官庁としての当該官庁は、優先権の回復の基準として「due care（相当な注意）」を適用し、以下のように手数料を請求する旨、IB に通報しました。

優先権の回復請求手数料：

- オンラインで請求する場合： 88.66 ユーロ
- 書面により請求する場合： 104.31 ユーロ

PCT 規則 51 の 2.1(f)に基づく不適合通知の取下げの結果、2013 年 11 月 6 日から SPTO によって PCT 規則 51 の 2.1(e)が適用されます。つまり、その発明が特許を受けることができるかどうかについての判断に優先権の主張の有効性が関連する場合（PCT 規則 51 の 2.1(e)(i)）、又は、欠落した要素又は部分の引用による補充に基づいて国際出願日が認められた場合（PCT 規則 51 の 2.1(e)(ii)）のみ、当該官庁は出願人に対して優先権書類の翻訳文を提出することを要求します。

当該通知に伴い、PCT 出願人の手引の附属書 C（ES）と国内段階の概要（ES）、下記リンク先の“優先権の回復”と“留保及び不適合”が更新されました。

（優先権の回復）<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

（留保及び不適合）http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

オーストリア特許庁と日本国特許庁；韓国知的所有権庁とスウェーデン特許登録庁

オーストリア特許庁（APO）と日本国特許庁（JPO）の 2 庁間で実施されている PPH 試行プログラムについて、2013 年 10 月 1 日から PCT 国際段階の成果物を含めるよう対象を拡大しました。また、韓国知的所有権庁（KIPO）とスウェーデン特許登録庁（PRV）の 2 庁間で、新しい PCT-PPH 試行プログラムが 2014 年 1 月 1 日付けで開始されます。これらの試行プログラムではそれぞれ一方の機関によって作成された国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）の見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）において特許性ありと判断された請求項がある場合、下記のように他方の庁に対する国内段階において早期審査を請求することができます。

- オーストリア及び／又は日本に対する国内段階における早期審査
- 大韓民国及び／又はスウェーデンに対する国内段階における早期審査

APO と JPO 間の PCT-PPH 合意に関する詳細は以下のウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_austrian_highway_e.htm

KIPO と PRV 間の PCT-PPH 合意に関する詳細は以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.prv.se/en/About-us/News/PRV-has-signed-new-pilot-PPH-agreements/>

PCT-PPH ページは更新され、以下のウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

年末の国際事務局の閉庁日

2013 年 12 月及び 2014 年 1 月における、国際事務局（IB）の閉庁日は、週末に加えて下記日程となります。

- 2013 年 12 月 25 日（水）、26 日（木）
- 2014 年 1 月 1 日（水）、2 日（木）

その間の公開スケジュールと WIPO に出願人の通知が届く必要がある最終日については、*PCT Newsletter* 2013 年 10 月号を参照ください。PCT Information Service（情報サービス）と PCT e-Services（電子サービス）ヘルプデスクの予定を以下に示します。

PCT 情報サービス

PCT 情報サービスは 2013 年 12 月 24 日から 2014 年 1 月 2 日まで停止します。再開は 2014 年 1 月 3 日（金）午前 9 時（中央ヨーロッパ時間（CET））となります。

なお、その休暇期間においても PCT 情報サービスに電話（Tel: (+41-22) 338 83 38）をすると、緊急時に用いられる電話番号を提供する録音メッセージが流れます。PCT 情報サービスは、国際出願の提出やそれに続く PCT 国際段階での手続についてのご質問にお答えいたします。特定の国際出願に関する連絡は、PCT プロセッシングサービスまでお送り下さい。詳細は以下の URL からご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/infoline.html>

PCT 電子サービス ヘルプデスク

PCT 電子サービス ヘルプデスクは以下の日程で業務を行いますが、時間を短縮して午前 9 時から午後 4 時（CET）となりますのでご注意ください。2014 年 1 月 6 日（月）からは通常通り午前 9 時から午後 6 時（CET）となります。

- 2013 年 12 月 23 日（月）、24 日（火）
- 2013 年 12 月 27 日（金）
- 2013 年 12 月 30 日（月）、31 日（火）
- 2014 年 1 月 3 日（金）

PCT 最新情報

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料（多くの官庁）

2014 年 1 月 1 日から、国際出願手数料、30 枚を超える用紙毎の手数料、手数料表の第 4 項に示された PCT-EASY 及び電子出願に対する減額、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料の所定の通貨に対する換算額が変更になります。*PCT Newsletter*（英語版）の PCT 手数料表をご参照ください。

これに伴い、*PCT 出願人の手引*（<http://www.wipo.int/pct/guide/en/>）の以下の附属書が更新されました。

- 附属書 C（受理官庁）：AM, AP, AT, AU, AZ, BA, BE, BH, BW, BY, BZ, CA, CL, CR, CU, CY, CZ, DE, DK, DO, EA, EC, EE, EG, EP, ES, FI, FR, GB, GE, GH, GR, GT, HN, HU, IB, IE, IL, IN, IS, IT, JP, KE, KG, KZ, LR, LT, LU, LV, MC, MD, MT, MW, MX, NI, NL, NO, NZ, PE, PG, PH, PT, RO, RU, SA, SC, SE, SG, SI, SK, SM, SV, SY, TJ, TM, TT, UA, US, UZ, ZA, ZM, ZW;
- 附属書 D（国際調査機関）：AT, AU, BR, CA, CN, EG, EP, ES, FI, IL, IN, JP, KR, RU, SE, US, XN;

- 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)) : AT, EP, FI, SE, XN;
- 附属書 E (国際予備審査機関) : AT, AU, BR, CA, EG, EP, ES, FI, IL, IN, JP, KR, RU, SE, US, XN

ES : スペイン (手数料)

IB : 国際事務局 (手数料)

PL : ポーランド (代理人に関する要件)

SC : セーシェル (所在地)

SM : サンマリノ (所在地とあて名、E メールアドレス、手数料、国内段階移行の特別な要件)

US : アメリカ合衆国 (手数料、国際出願の謄本に関する要件、重要な国内段階情報)

国際調査に関する手数料 (米国特許商標庁)

国際予備審査に関する手数料 (米国特許商標庁)

PCT 手数料の減額の適格性

スペイン特許商標庁における国際調査手数料の 75%減額の適用

PCT Newsletter 2013 年 8-9 月号、2 ページで、(他の官庁とともに) チリの国民及び／又は居住者である出願人はもはやスペイン特許商標庁における国際調査手数料の 75%減額の適用資格を有さないのご案内しましたが、当該官庁はチリの国民及び／又は居住者である出願人に関しては、2013 年 12 月 31 日まで当該減額の適用を受けられる旨、国際事務局に通知しました。

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT ウェブサイトのデザイン変更

WIPO ウェブサイトの再構築とデザイン変更が 2013 年 11 月 5 日に行われました。これまでに頂いた WIPO ウェブサイトへのコメントを考慮し、より役立つ情報により早くアクセスできるように変更しました。またこの新しいデザインでは、デスクトップコンピュータやタブレット端末、スマートフォンといったご利用のシステムやサイズに応じて、最適な表示とナビゲーションとなるように調整し提供いたします。

PCT ウェブサイトも他の WIPO ウェブサイトに合わせてデザイン変更されました。PCT ウェブサイトのコンテンツに変更はなく、アクセスの多い項目をサイトの上方に配置しました。

なお、これまでご利用になっていたブックマークは引き続きご利用可能です。この新しいデザインについてのご意見を是非お寄せください。

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局とインド特許庁との間の、国際調査及び予備審査機関としての機能に関する、2013 年 10 月 15 日に発効した改正された取決め条項が英語及び仏語で公表されました。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_in.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_in.pdf

PCT ウェビナー

PCT の最新情報を紹介するウェビナーの録音とプレゼンテーションが下記の言語でウェビナーのページに追加されました :

アラビア語: <http://www.wipo.int/pct/ar/seminar/webinars/>

中国語: <http://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/>

英語: <http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/>

ドイツ語: <http://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/>

日本語: <http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/>

韓国語: http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/ko/26_09_2013.html

ポルトガル語: <http://www.wipo.int/pct/pt/seminar/webinars/>

ロシア語: <http://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/>

スペイン語: <http://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/>

PATENTSCOPE 検索システム

国内特許コレクション : エストニア

エストニアの国内特許コレクション、6000 件以上が PATENTSCOPE 検索システムに追加されました。これにより、36 の国内又は広域官庁のデータが利用可能となりました。

当該コレクションは次のリンク先から利用可能です。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

PATENTSCOPE 検索システムに関するパワーポイントのプレゼンテーション資料

2013 年 5 月から 10 月の間に、ウェビナーで下記のトピックが放送されました。

- PATENTSCOPE 検索システムで利用可能な異なる翻訳ツールの概説 (2013 年 5 月)
- PATENTSCOPE 検索システムにおいて IPC を最大限に利用する方法 (2013 年 8 月)
- PATENTSCOPE 検索システムにおける複雑な検索式の作り方 (2013 年 9 月)
- PATENTSCOPE 検索システムで利用可能な異なる特徴について (2013 年 10 月)

これらのウェビナーで使用したパワーポイント資料は次のリンク先から利用可能です :

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/index.html>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事象について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IP Data – Register of International Patents”名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザーが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照できます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール： pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

指定（又は選択）官庁に対する国際出願の写しの送達

Q: 国際事務局から様式 PCT/IB/308（指定官庁に対する国際出願の送達の出願人への最初の通知）を受けました。この様式が“最初の通知”と言及されている理由とこの様式の目的を教えてください。何か対応する必要がありますか。

A: PCT 第 20 条(1)(a)に従って、国際出願¹は国際出願を受領することを請求した指定官庁に対して、国際事務局（IB）により送達されます。IBがこれらの指定官庁に対して国際出願を送達する際、様式PCT/IB/308により出願人にこの事実について通知します。この様式には、国際出願が送達された指定官庁と、送達された日付が記載されます。以下の 2 種類の様式が出願人に送付されます。

- “最初の通知”は優先日から 19 ヶ月が経過した後速やかに送付されます。これは出願人に、国際出願が国内段階移行のために 20 ヶ月の期限²を適用し、且つ、そのような写しを請求する指定官庁に送達されたことを通知します。

¹ 国際調査報告が作成されているなら、国際調査報告と共に。

² 現在、ルクセンブルク、ウガンダ、タンザニア連合共和国の指定官庁の 3 官庁のみに適用されます。これらの官庁は IB に対し 2002 年 4 月 1 日から発効した PCT 第 22 条(1)に基づく 30 ヶ月の期限についての不適合を通知したので、国内段階移行のための 30 ヶ月の期限をまだ適用していません。しかし、これらの官庁は広域特許（それぞれ EP、AP 及び AP）として自動的に指定されていますので、これらの広域指定が取り下げられない限り、広域段階への移行の期限の 31 ヶ月が適用されます。

- “2 番目及び追加の通知” は優先日から 28 ヶ月が経過した後速やかに送付されます。これは出願人に、国際出願が PCT 第 22 条(1)に基づき 30 ヶ月の期限を適用し、且つ、そのような写しを請求する全ての指定（又は選択）官庁に送達されたことを通知します。

様式 PCT/IB/308 の目的は次の通りです。

- 出願人に対し、IB が当該出願を、通知に明記された日に、様式の第 2 項に記載された指定官庁に送達したことを通知することを目的としています（PCT 規則 47.1(c)(i)）；当該指定官庁はこの通知を、PCT 第 20 条に規定する送達が明記された日に行われた証拠として、また、国際出願の写しを出願人が指定官庁に提供することを要求されない証拠として受け入れます。
- 出願人に対し、様式の第 3 項に記載された IB からの国際出願の写しの受領を請求していない指定官庁を通知することを目的としています（PCT 規則 47.1(c)(ii)）；当該指定官庁はこの通知を、当該官庁を指定官庁として行動する締約国が PCT 第 22 条の規定に基づく出願人による国際出願の写しの提供を要求しない証拠として受け入れます。

つまり、これらの様式の受領は、国際出願の写しを如何なる指定官庁に対しても送付する必要がないことを意味します。当該様式の受領時に特段すべきことはありませんが、国内段階移行の期限を管理することや、国内段階移行を希望する各指定官庁の求めに応じることは貴殿の責任であることにご留意ください。

国際出願の送達は通常国際公開より前に指定（又は選択）官庁に対して行われませんが（PCT 規則 47.1(a)）、出願人はいつでも、如何なる指定官庁に対しても、国際出願の写しを送付することができ、また、IB に対して送付するよう要求することもできます。例えば、出願人が PCT 第 22 条(1)（又は第 39 条(1)(a)）に基づく期限より早く国内段階に移行することを指定官庁に対して明示の請求を行った場合です。（PCT 規則 47.4 参照）

なお、多くの官庁、特に多くの出願が国内段階に移行するような官庁では、特定の文書の “standing orders（自動受領）”、つまり、当該官庁は当該官庁が指定されている全ての出願に関する当該文書の写しを自動的に受領します。他の官庁の中には当該官庁に出願が国内段階移行する際に、一件書類の中の特定の文書の写しを請求するところもありますし、WIPO のデータベースの一つを通してそのような文書を入手する官庁もあります。

国際出願やその他の特定の文書の送達を容易にするために、WIPO では関連文書を一括して安全に電子的に共有する手段（PCT-EDI）を使用しています。また WIPO は、官庁に対して、個別の文書のルーティング手段として ePCT ポータル文書通知システムをご案内しています。さらに、受理官庁、国際機関、及び指定（又は選択）官庁宛ての IB 様式は、このような方法で送付することもでき、PCT 官庁もこのシステムを使用して、IB に対して文書を送達することができます。

特定の指定官庁から国際出願の写しを求められる状況についての情報は、下記リンク先の *PCT 出願人の手引* の関連する国内段階をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp#/>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2013年12月号 | No. 12/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT–特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

グローバル特許審査ハイウェイパイロットの開始

特許審査ハイウェイのポータルサイトで公表されたとおり、2014年1月6日付けで、13の特許庁が新しいグローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）パイロットを開始することに合意しました。本パイロットでは、何れかの参加庁による成果物（PCT国際段階の成果物、つまり国際調査機関又は国際予備審査機関の見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を含みます）において特許性ありと判断された請求項があり、その他の適用可能な基準を満足すれば、他の参加庁に対して早期審査を請求することができます。本パイロットは、ユーザがより利用しやすくなるように、単一の適用要件として、既存の PPH ネットワークを簡易にし改善することを目的としています。

現時点で以下の官庁が本パイロットに参加することを決めています。

カナダ知的所有権庁
デンマーク特許商標庁
連邦知的所有権行政局（ROSPATENT）（ロシア連邦）
知的所有権庁（英国）（特許庁の運営名称）
IP オーストラリア
日本国特許庁
韓国知的所有権庁
フィンランド国立特許・登録委員会
国立工業所有権機関（ポルトガル）
北欧特許機構
ノルウェー工業所有権庁
スペイン特許商標庁
米国特許商標庁

GPPH パイロットを利用する為の必要な要件などの詳細な情報は以下の PPH ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/pph-portal/globalpph.htm>

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間計算を行うときに考慮される、2014年1月1日から12月31日までの国際事務局の閉庁日は次のとおりです。

全ての土曜日、日曜日
2014年1月1日及び2日
2014年4月18日及び21日

2014年5月29日
2014年6月9日
2014年9月11日
2014年10月6日
2014年12月25日及び26日

これらは国際事務局の閉庁日のみを示しており、国内又は広域官庁の閉庁日を示すものではありません。他の官庁の2014年における閉庁日は下記PCTウェブサイトから確認可能です。

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

PCT 最新情報

CR：コスタリカ（所在地とあて名、Eメールとインターネットアドレス）
GE：グルジア（官庁の名称、所在地とあて名、電話とFAX番号、Eメールアドレス、書類を発送したことの証拠、通信手段、出願言語、優先権回復に適用される基準）
MD：モルドバ（Eメールとインターネットアドレス）
PA：パナマ（一般情報、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件）
US：アメリカ合衆国（国内段階移行の特別な要件）

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料（連邦知的所有権行政局（ROSPATENT）（ロシア連邦））

国際予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料（連邦知的所有権行政局（ROSPATENT）（ロシア連邦））

WIPO GREEN

2013年11月28日、WIPO GREEN が開始されました（WIPO GREEN の試行プログラムに関する詳細は *PCT Newsletter* 2013年4月号を参照）。WIPO GREEN はインターネット上で気候変動に取り組む環境に優しい技術のシーズとニーズを結びつける自由な取引の場を提供します。WIPO GREEN のデータベースやネットワークは、新しい技術の保有者と、環境技術の商業化、ライセンスや普及を検討している個人や企業とを引き合わせる役割を担います。その目的は、環境技術の開発、展開を加速するとともに、気候変動に取り組む新興国が環境技術を導入しやすくすることにあります。

環境技術のデータベースには、世界中の中小企業、多国籍企業や大学など様々な組織が参加しています。

WIPO GREEN は下記サイトで登録すれば、無料で利用できます。

<http://www.wipo.int/green>

WIPO GREEN が提供するサービスの詳細は、下記リンク先の WIPO プレスリリース PR/2013/749 をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2013/article_0025.html

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT ウェビナー

2013年12月3日に行った ePCT 出願に関するウェビナーの録音が PCT ウェビナーのページに追加されました。本ウェビナーは「新しいウェブベースの PCT 電子出願： ePCT を用いた WIPO 国際事務局への PCT 電子出願の実演」と題して英語で行われました。本録音とパワーポイント資料は下記リンク先でご利用頂けます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IPTR – International Patent and Trademark Register” 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザーが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照できます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール： pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

電子出願ソフトウェアに含まれていない新しい PCT 締約国についての特定の出願人の表示

Q: PCT-SAFE 電子出願ソフトウェアは年に数回更新されますが、もし電子出願ソフトウェアの最新版のリリース時と国際出願の提出の間に新締約国が PCT により拘束された場合、当該新締約国は自動的に指定国となると推察しております。しかし、そのような状況で 2 人以上の出願人がいて、各出願人が特定の PCT 締約国に対する出願人として表示する場合、各出願人がどの締約国に対しての出願人かを表示するためのチェックボックスがある「出願人又は出願人／発明者に関する詳細」の画面には、その新締約国は含まれていません。リストに示されていない新締約国について特定の出願人を表示するにはどうすればよいのでしょうか。

A: 本回答は PCT-SAFE 同様、eOLF や JPO-PAS などの他の PCT 電子出願ソフトウェアにも適用されます。まず第一に、ある国が PCT に拘束される時までに当該ソフトウェアが更新されていない場合や、出願人が何らかの理由により最新版のソフトウェアを使用することができない場合、新しい PCT 締約国がソフトウェアに表示されていなくても、その国が PCT により拘束された日以降に提出された国際出願については、その国は自動的に指定されます。また、印刷した PCT-SAFE の願書様式に当該国が示されていなくても、国際事務局 (IB) から送付される様式 PCT/IB/301 (記録原本の受理通知) に示される指定官庁のリストには当該国は含まれているでしょう。

電子出願ソフトウェアの最新版に含まれていない、又はインストールした特定のバージョンのソフトウェアに含まれていない新しい PCT 締約国の出願人として表示するためには、出願時に、この情報を含む PDF ファイルを添付書類として添付することが可能です。

これは次のような方法で行うことができます。

- “Contents (内容)” の “Accompanying Items (添付書類)” タブでプルダウンメニューから “Other (その他)” を選択し、タイトル、例えば “Indication of applicants for specific designated States” を入力します。
- “Add (追加)” をクリックします。
- 添付書類テーブルに新たに作成された行を選択し、開いた後、作成した PDF ファイルを添付します。(EFS-Web 出願の場合、当該ファイルが “enclosed” していると表示)

この “Accompanying items” にある “Other” のオプションは、そこにリスト化されていない項目やソフトウェアのどこにも追加又は表示させることができない項目や情報 (例えば、継続又は一部継続に関する複数の親出願がある場合のある親出願を表示させる) を追加する際に利用できます。

出願人が 2 人以上の場合で、どちらの出願人が電子出願ソフトウェアにまだ含まれていない PCT 締約国に対しての出願人となるかどうか明確でなく、そのような情報が願書に添付されなかった場合は、受理官庁又は IB は出願人に明確にするよう求めます。出願人が新締約国を含む最新版のソフトウェアを利用していても、出願人が当該国の指定に対する出願人の表示を省いた場合に明確にするよう求められることがあります。

受理官庁としての IB に ePCT 出願パイロット版で出願するのであれば、新締約国が PCT に拘束される当日に更新される完全オンラインシステムなので、特定の指定国に対する出願人に関して情報が欠落することはまず起こり得ないでしょう。

紙の願書様式 (PCT/RO/101) を使用して出願する場合は、出願人は、第 II 欄又は第 III 欄の「追記欄に記載した指定国」にチェックし、追記欄の項目 1(ii)に、出願人名とその出願人のための指定国を表示します。

PCT 電子出願ソフトウェアは常に最新版を使用されることをお勧めします。PCT-SAFE ソフトウェアを使用した国際出願の提出に関してご質問があれば、下記 PCT 電子サービス Help Desk にご連絡ください。

E メール: epct@wipo.int
電話 : (+41-22) 338 95 23

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧